

共に生き、支えあい、個性が輝く、 人権尊重と健康福祉のまちづくりプラン

甲賀市地域福祉推進計画

(中間見直し)

平成24年3月

甲 賀 市 甲賀市社会福祉協議会

甲賀市地域福祉推進計画（中間見直し）について

甲賀市地域福祉推進計画については、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画となっており平成23年度が中間見直しの年となります。今回甲賀市及び甲賀市社会福祉協議会では過去5年間で実施した内容の検証と急激な少子高齢化や孤立化・単身化、また、昨年発生した東日本大震災により改めて地域の繋がりの大切さを感じました。このように我が国を取り巻く状況は大きく変化してきており、高齢者等の生活支援ニーズは今後さらに増加し、かつ、多様化する中で、下記についての見直しを実施しました。

今回の中間見直しを受けて、平成24年度以降の施策の推進に反映させていただきます。

① 甲賀市の地域特性

- 平成22年に実施された国勢調査や市で把握している各種データを基に高齢者や障がい者等の状況を把握しました。

② 市民の地域福祉に関する意識と活動の現状と課題

- 平成21年度から平成23年度に厚生労働省モデル事業として指定された「安心生活創造事業（P23）において取り組んだ成果を具体的に6つの「つ」で整理しました。
- 平成23年11月に市内区長自治会長を対象に調査票を配布・回収し、それを分析し実施計画に反映させました。

③ 重点プランに基づく新たな事業展開

- 当初計画で掲げられた55の施策のなかから新たに実施する事業や体制の強化などを踏まえて実施計画を作成し、平成24年度以降に以下の項目について新たに追加し、具体的に取り組んでいきます。
 - 地域情報化基盤整備事業の取り組み（P58）
 - 地域包括支援センターの充実（P59）
 - 成年後見センターの設置の検討（P62）
 - 自治振興会と地域福祉協議会の組織の一体化による地域福祉の推進（P66）
 - ご近所福祉研修の開催（P69）
 - 災害時要援護者システムの構築と福祉避難所の設置（P76）
 - 市民活動ボランティアセンター設置による市民活動の推進（P81）

目 次

序章 計画の基本的な考え方	1
1 地域福祉推進計画策定の背景	1
2 地域福祉推進計画の目的と意義および位置づけ	1
3 圏域についての考え方	5
4 計画の策定期間	6
5 計画の期間	6
6 計画策定体制・方法	6
7 計画見直しの経過	7
第1章 甲賀市の地域特性	9
1 人口	9
2 世帯	11
3 子どもの状況	12
4 高齢者の状況	13
5 障がい者の状況	15
6 区・自治会加入の状況	16
7 地域福祉関連組織の状況	17
8 町・小学校区の状況	18
第2章 市民の地域福祉に関する意識と活動の現状と課題	23
1 安心生活創造事業の取り組みの成果と課題	23
2 区・自治会アンケート調査結果の概要と課題	28
第3章 基本理念と4つの基本方針	41
1 計画の基本理念	42
2 計画の4つの基本方針	47
第4章 基本方針と地域福祉施策や活動の展開	47
1 地域福祉システムの整備	47
2 健康福祉のネットワーク	49
3 住民参加	50
4 地域福祉活動の基盤強化	54

第5章 重点プラン	57
1 福祉サービスの利用と相談・情報提供体制の整備	57
2 権利保障・権利擁護の地域福祉システムの推進	62
3 地域健康福祉推進組織の推進と組織化	65
4 ふれあいいきいきサロン活動の推進	71
5 生活関連課題への対応	74
6 地域福祉活動の拠点整備	81
7 計画を推進するために	84

序章

計画の基本的な考え方

序章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉推進計画策定の背景

地域福祉推進計画は、甲賀市の地域福祉計画と甲賀市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の地域福祉活動計画を一体的に策定したものです。

これら計画づくりを中心とした地域福祉の取り組みが進められている背景には、全国的な動きや、国の制度の中での福祉の考え方の変化があります。

近年わが国では、少子高齢化をはじめとして、社会が大きく変化しています。また人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。こうした中、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、地域住民同士のつきあいが少なくなってきました。そのためボランティアをはじめとする市民活動を福祉の分野に取り入れながら、変化する社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

国では、このような社会の変化に対応し、だれもが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたりつくっていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められてきています。平成 12 年（2000 年）には社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。社会福祉の考え方を、従来から長く行われてきた「措置・給付」から、必要な人が必要な健康・福祉サービスを選んで利用していく「契約・利用」へと転換しているものです。その中で、地域福祉の充実は大きな柱の一つになっています。

2 地域福祉推進計画の目的と意義および位置づけ

地域福祉推進計画の目的

と意義については、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画のそれぞれについて述べることにします。その上で、地域福祉推進計画の位置づけや市と市社協の計画を一体的に策定する意義について述べることにします。

1. 地域福祉計画（市）の目的と意義

（1）計画の目的

「地域福祉」は、人権尊重を基本に、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人々が主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことを言います。

これまで福祉サービスは、特定の人のためのものと思われがちであったため、「福祉」というと、高齢者や障がい者などのためのもの、というイメージをもつ人が多かったかもしれません。しかし、だれでも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日頃の生活の中で、支援が必要になるときがあります。福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会がもてるようにすることが必要です。そんなときに、市や専門機関と、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなどが協働して支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」のしくみづくりが求められます。

（2）計画の意義

地域のつながりが薄くなっている今、地域福祉の取り組みを進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや、地域活動が活発に行われるようにしていくことが重要です。また、支援を必要としている人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策やサービスだけでなく、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの主体的かつ協働による活動なども必要です。

地域福祉計画は、多くの住民から出された課題に対して、市が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、地域福祉を推進するための基本となる計画です。また、高齢者福祉や障がい者福祉など個別分野での具体的な施策は、この計画と整合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業を展開します。

一方、このような策定の過程や地域に関わるすべての人々が、それぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、理念の実現をめざしていることから、この計画は、多様な主体により実現される「社会計画」としての側面も有しています。今後さまざまな主体による地域での取り組みが、計画的に進められる道筋を示すという役割もあるといえます。地域福祉を推進する上でうまく役割分担するしくみをつくるためには、市と市民、事業者との信頼関係を築いていくことが大切です。本市では、平成19年3月に策定された総合計画において、行政と市民の信頼関係に基づく「協働のまちづくりの推進」という考え方が掲げられました。地域福祉推進計画は、福祉分野における「協働のまちづくり」計画であるということができます。

2. 地域福祉活動計画（市社協）の目的

地域福祉活動計画は、市社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に明確に位置づけられた社会福祉協議会は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行うさまざまな福祉活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的としています。

3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第 107 条の規定に定められている次の事項とその他、健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

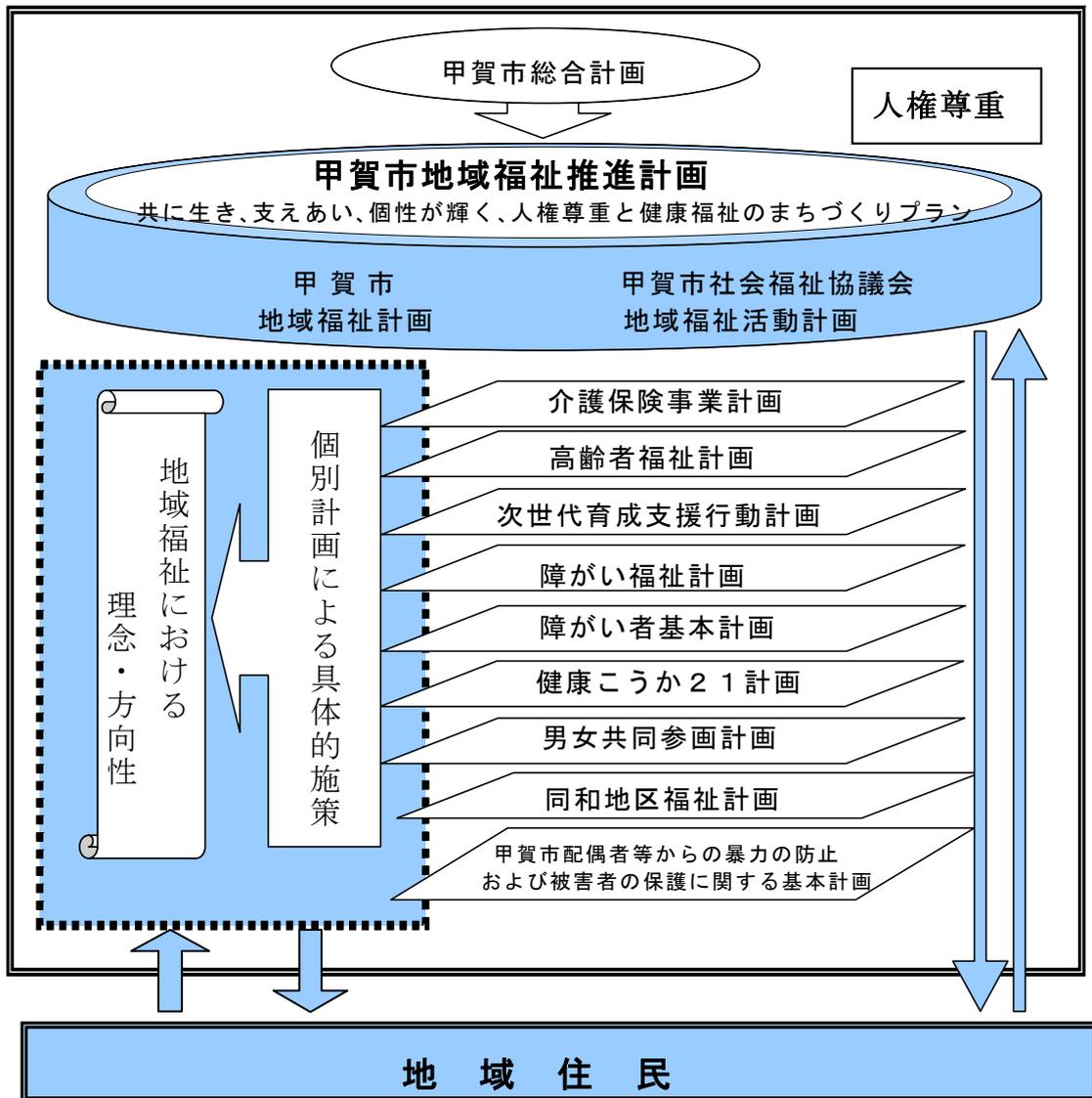
【社会福祉法に定められた事項】

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

地域福祉計画は、甲賀市総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものと位置づけます。また地域福祉計画は、介護保険事業計画や高齢者福祉計画、次世代育成支援行動計画、障がい福祉計画、健康こうか 21 計画などの分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割をもちます。したがって地域福祉計画は、地域の視点から、高齢者・障がい者・子どもなどの個別の福祉分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、市総合計画とそれぞれの分野別計画の中間に位置づけられるものです。

また、地域福祉計画は、地域社会全体の社会福祉諸サービスや地域福祉活動について、公民協働を基本に、市社協の地域福祉活動計画とともに一体的に策定するものです。

図表序-1 地域福祉推進計画の位置づけ



4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

市の地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める市社協の地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

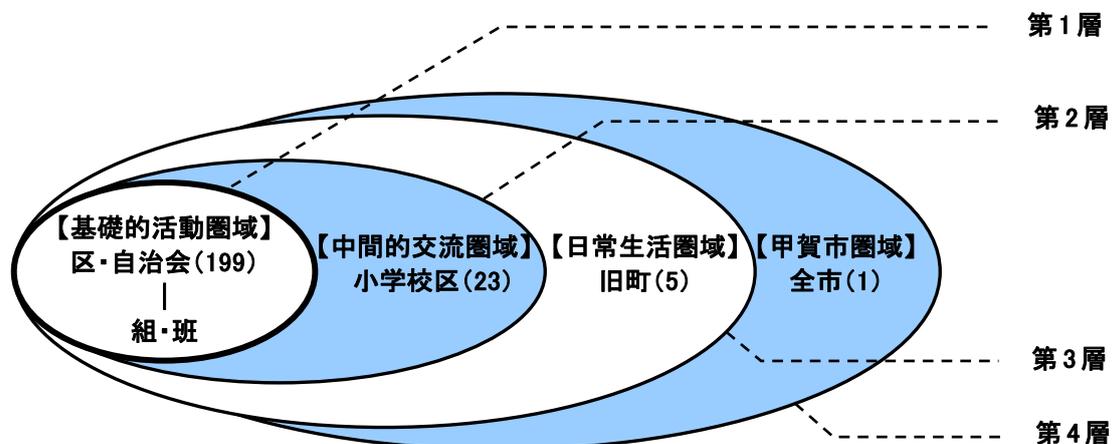
なお、以上の趣旨から、本計画の名称を「甲賀市地域福祉推進計画」と呼ぶことにし、この名称をもって甲賀市地域福祉計画と甲賀市社会福祉協議会地域福祉活動計画の両方を意味するものとします。

3 圏域についての考え方

地域福祉を住民の主体的な参加で進めていくためには、活動が展開される「地域」をどのようにとらえていくかを計画の前提として明確にしておく必要があります。

一般に、住民の暮らしは、区・自治会、小学校区、中学校区、全市、広域というように重層的な圏域（地域的な広がり）の中で営まれています。そこで、住民が地域福祉活動を推進していく最も基礎的な圏域は何なのか、市が地域福祉の施策を展開していく圏域をどのように設定するかなどを本市の実状に合わせて検討しました。その結果、本計画の圏域についての考え方を以下のように整理しました。

図表序-2 圏域についての考え方



【第1層】区・自治会

住民同士が手を結び、健康づくりや地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域。

【第2層】小学校区

地域の実状や必要に応じて行政施策の展開や住民の健康づくりや福祉活動の展開を講じていく中間的な交流圏域。

【第3層】町

それぞれが個性をもち、地域での自立した生活を営むためのまとまった社会的な資源が整っている日常生活圏域。具体的活動の調整・企画・推進を担っていく機能や役割をもつ。

【第4層】全市

市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を図る役割をもつ。

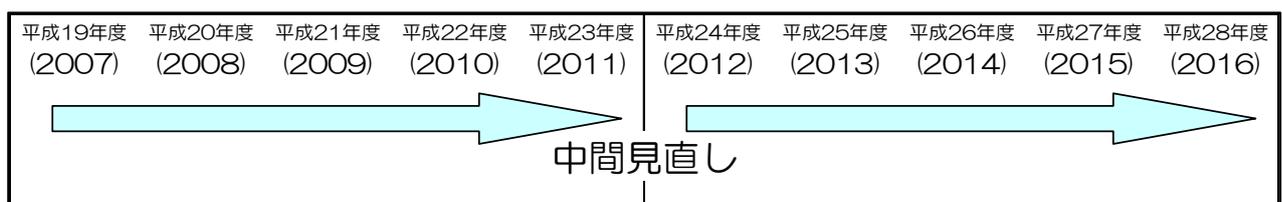
4 計画の策定期間

本計画は、平成17年(2005年度)から平成18年度(2006年度)の2か年をかけて策定しました。また本年(平成23年度)は中間見直しの年度にあたり、各種制度の変更や地域福祉の課題の変更をふまえて計画の見直しを行いました。

5 計画の期間

計画達成目標年数 平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10か年で、5年目を目処に再評価・見直しを行うこととしました。

本計画は、この定めに基づき平成23年度において中間見直しを行ったものです。



6 計画見直しの経過

- 平成 20 年度に実施計画を策定しました。その後毎年度実施計画の見直しを行いました。
- 本年度は計画の中間見直しの年度にあたり、平成 23 年 8 月から見直し作業を始めました。
- 11 月に各区・自治会長を対象にしたアンケート調査を実施しました。
- 12 月に各課ヒアリングを実施しました。
- 平成 24 年 2 月にパブリックコメントを実施しました。

第1章

甲賀市の地域特性

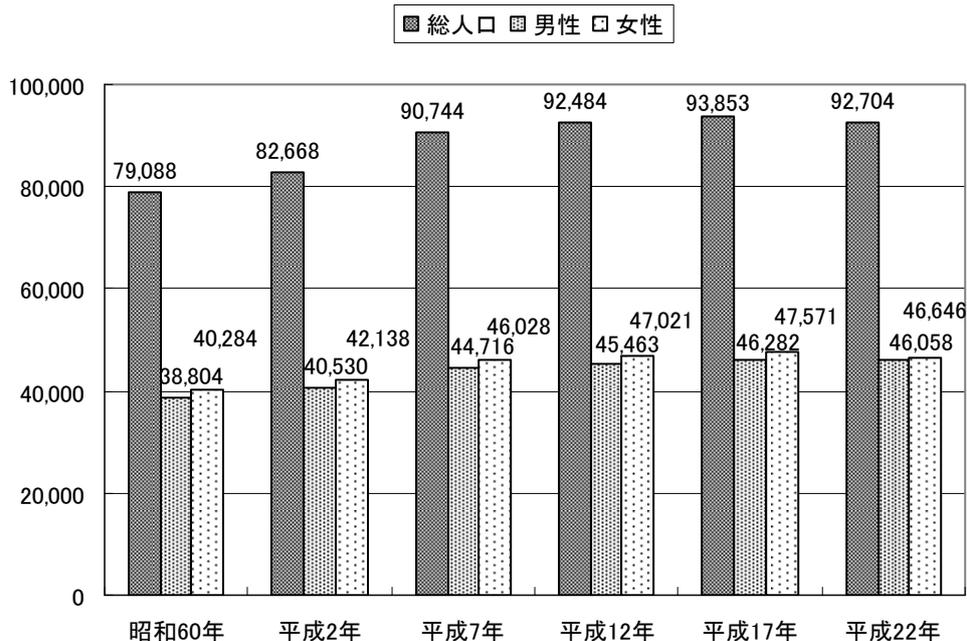
第1章 甲賀市の地域特性

1 人口

本市の平成22年10月1日現在の総人口は92,704人（男性46,058人、女性46,646人）となっています。人口推移をみると、昭和60年の79,088人から平成2年の82,668人へ、さらに平成12年は92,484人と急激な増加をたどっています。平成13年以降の年次推移をみると、減少することなく緩やかに増加していますが、しかし、平成17年から22年にかけては漸減傾向となっています。

また、年齢別にみると、年少人口と生産年齢人口は漸増傾向となっていました。平成17年から22年にかけては微減に転じています。また、高齢者人口は漸増傾向が続いており、特に後期高齢者で増加が目立つようになっています。

図表 1-1 総人口・男女別の推移



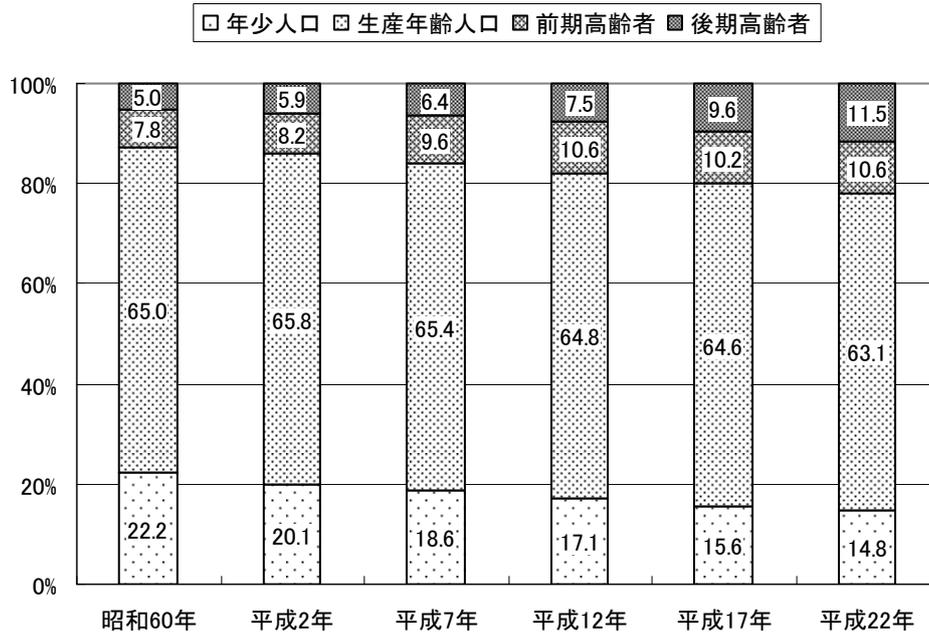
年	性別	総数	男性	女性
昭和60年		79,088	38,804	40,284
平成2年		82,668	40,530	42,138
平成7年		90,744	44,716	46,028
平成12年		92,484	45,463	47,021
平成17年		93,853	46,282	47,571
平成22年		92,704	46,058	46,646

資料：国勢調査（各年10月1日）

単位：人

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

図表 1-2 年齢4区分別人口構成割合



単位：%

年齢区分 年	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	前期高齢者人口 (65～74歳)	後期高齢者人口 (75歳以上)
昭和60年	22.2	65.0	7.8	5.0
平成2年	20.1	65.8	8.2	5.9
平成7年	18.6	65.4	9.6	6.4
平成12年	17.1	64.8	10.6	7.5
平成17年	15.6	64.6	10.2	9.6
平成22年	14.8	63.1	10.6	11.5

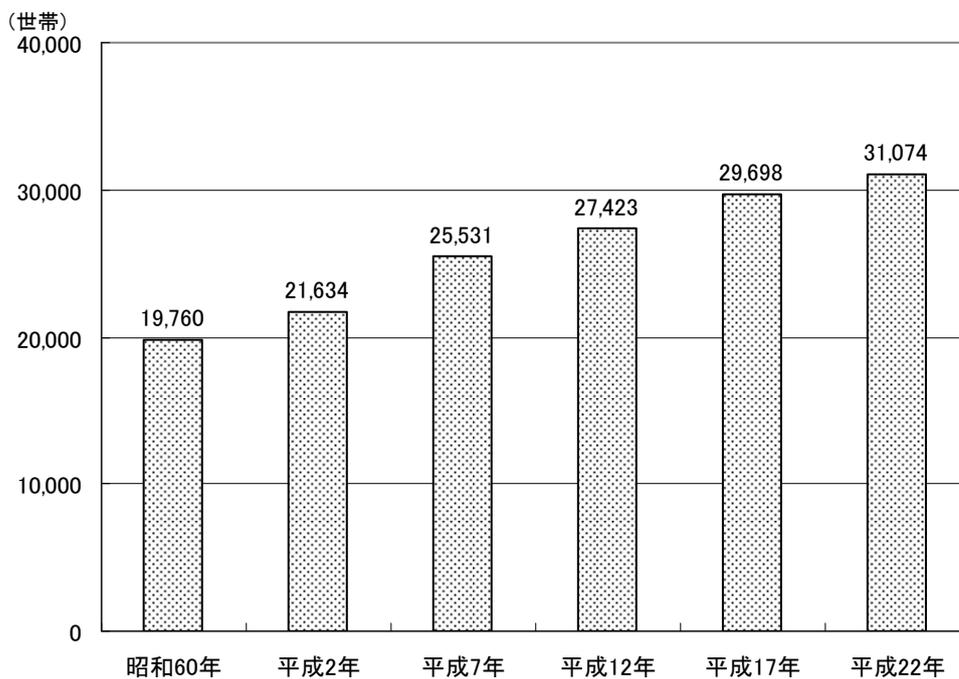
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

2 世帯

世帯数は平成 22 年で 31,074 世帯となっており、昭和 60 年以降増え続けて、1.5 倍以上となっています。逆に、1 世帯当たり人員は平成 22 年で 2.94 人で、昭和 60 年のほぼ 4 分の 3 となっており、核家族化の進展や単身世帯・独居世帯が増加しています。

さらに高齢者世帯の推移をみると、65 歳以上親族のいる世帯、高齢者夫婦世帯、一人暮らし高齢者世帯のいずれも増加傾向にあります。特に、高齢者夫婦世帯、一人暮らし高齢者世帯の増加が大きくなっています。

図表 1-3 一般世帯数の推移



	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
世帯数	19,760	21,634	25,531	27,423	29,698	31,074
1 世帯当たり人員	4.00	3.86	3.63	3.42	3.20	2.94

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

図表 1-4 高齢者世帯の状況

単位：世帯

世帯区分 \ 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	19,760	21,634	25,531	27,423	29,698	31,074
65 歳以上親族のいる一般世帯	7,740	8,491	10,039	11,218	12,260	13,249
高齢夫婦世帯	683	839	1,222	1,757	2,350	3,021
一人暮らし高齢者世帯	447	592	806	1,044	1,393	1,766

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

3 子どもの状況

本市の出生数は、近年減少傾向でしたが平成20年に836人と前年より67人増加しました。しかし平成20年の人口千人あたり出生数は8.7人で、滋賀県の9.6人より低い状況です。

また、「次世代育成支援行動計画」の主な対象となる小学生以下（0～11歳）の児童数は、微減傾向が続いており、今後もこの傾向は続いていきます。

図表 1-5 出生数の推移

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総人口(人)		94,686	94,958	95,417	95,806	95,701	95,683
出生数(人)	甲賀市	857	784	801	802	769	836
出生率 人口千人対	甲賀市	9.1	8.3	8.4	8.4	8.0	8.7
	滋賀県	10.0	9.9	9.5	9.9	9.7	9.6
	全国	8.8	8.7	8.4	8.7	8.6	8.5

住民基本台帳及び外国人登録人口。総人口は各年4月現在。全国・滋賀県の出生率は「人口動態統計」

図表 1-6 児童数の推移

児童数

単位:人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0歳児	844	815	817	813	808	851
1歳児	926	891	852	855	852	854
2歳児	917	941	918	869	874	875
3歳児	931	925	963	924	883	886
4歳児	1,028	943	932	958	935	887
5歳児	980	1,032	952	935	967	950
0～5歳合計	5,626	5,547	5,434	5,354	5,319	5,303
6歳児	986	997	1,033	955	948	966
7歳児	1,018	985	1,004	1,034	955	961
8歳児	974	1,019	985	1,002	1,042	969
9歳児	1,113	976	1,023	983	1,000	1,042
10歳児	993	1,120	984	1,020	988	1,004
11歳児	1,052	995	1,110	977	1,019	990
6～11歳合計	6,136	6,092	6,139	5,971	5,952	5,932
0～11歳合計	11,762	11,639	11,573	11,325	11,271	11,235

各年度4月現在住民基本台帳および外国人登録人口

4 高齢者の状況

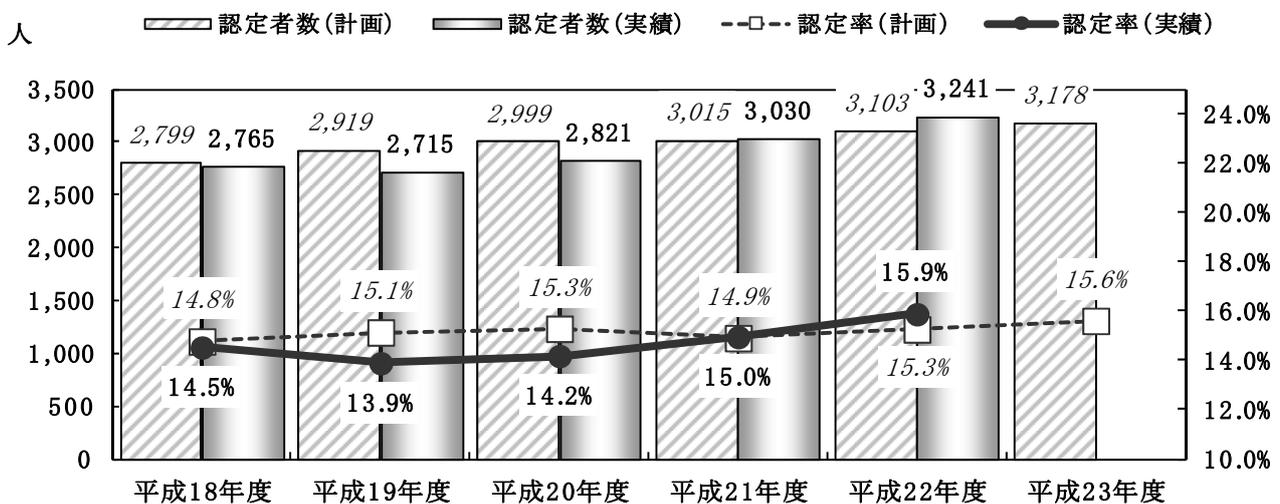
本市の要介護・要支援者数は年々増加しており、平成22年10月には3,241人と平成12年の2.1倍に増加しています。また、認定率（第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の比率）も年々上昇し、平成22年10月には15.9%となっていますが、全国の17.2%や滋賀県の16.4%と比べると低い水準となっています。要介護度の内訳については、全般に増加しているなかで、特に要介護1、要介護2の割合が増加しています。

図表1-7 要介護認定者数の推移

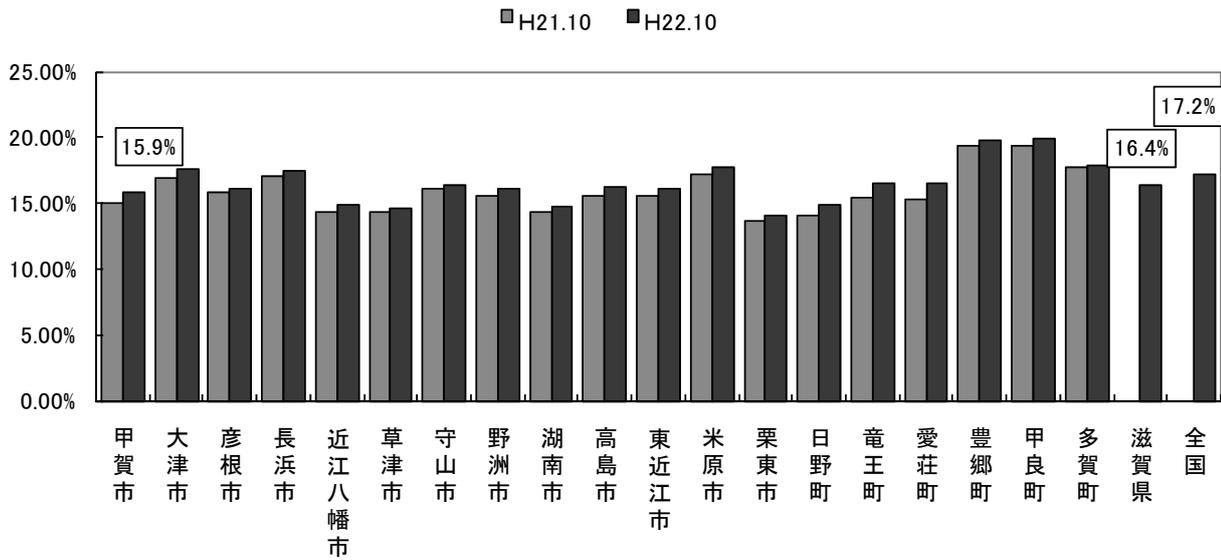
	平成12年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
第1号認定者数	1,485	2,639	2,718	2,835	2,935	3,133
第2号認定者数	64	76	103	104	95	108
要介護・要支援者数合計	1,549	2,715	2,821	2,939	3,030	3,241
認定率	9.2%	14.5%	13.9%	14.2%	15.0%	15.9%

(各年10月月報)

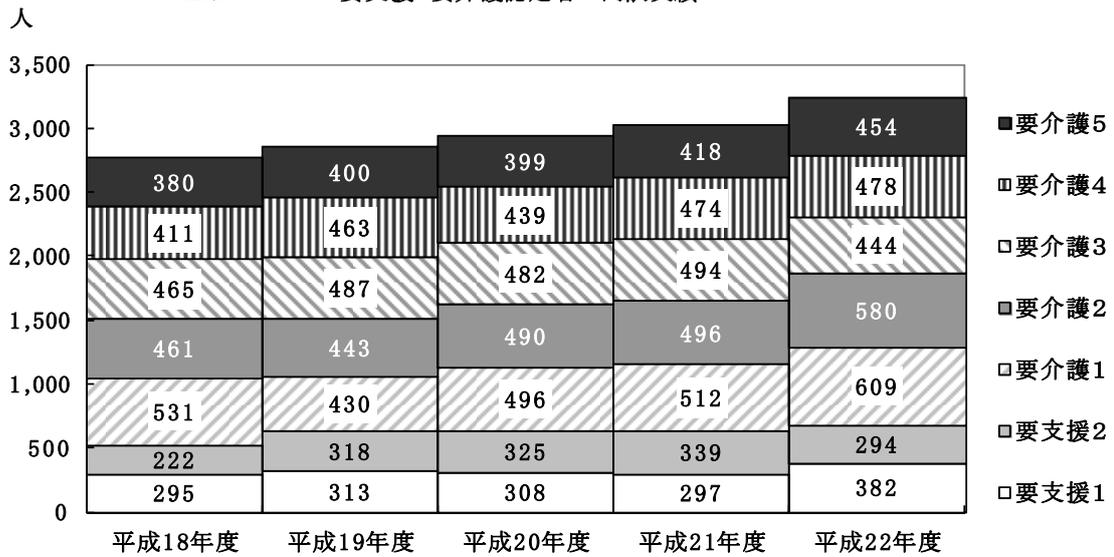
図表1-8 認定者数と認定率



図表1-9 県内各市町との要介護認定者率の比較



図表 1-10 要支援・要介護認定者の内訳実績

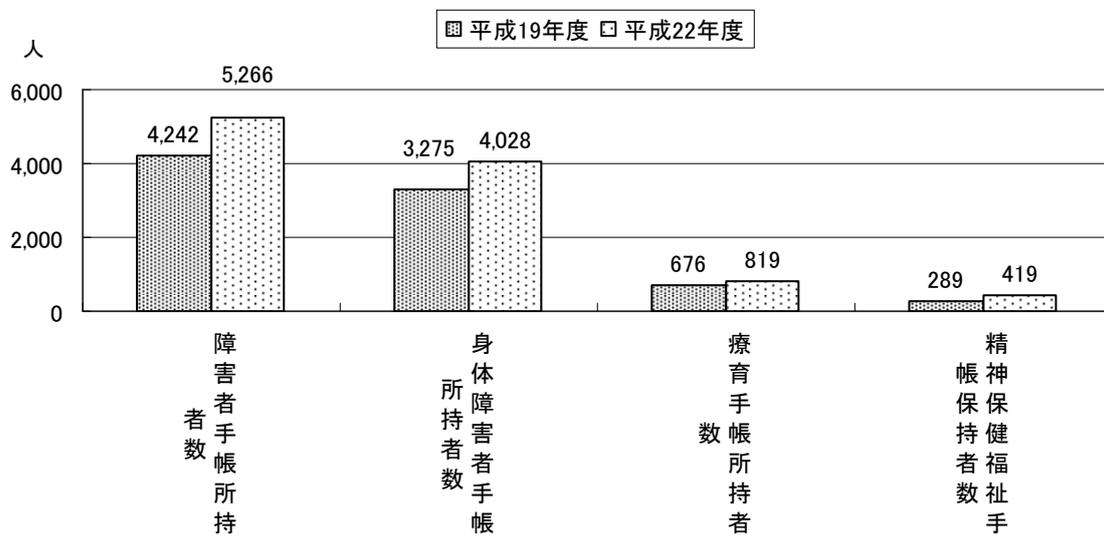


5 障がい者の状況

本市の平成 22 年度の障害者手帳所持者の人数は 5,266 人で、平成 19 年度と比べて 1,000 人を超える大幅な増加となっています。その中で、身体障害者手帳所持者の人数は 4,028 人です。また、療育手帳所持者数は 819 人となっています。さらに、精神保健福祉手帳所持者数は 419 人となっており、特に増加が顕著になっています。

統計には表れにくい特徴として、障がい者の高齢化、障がいの複合化、重度化の方向が確認できることから、一人ひとりの障がいの程度や状態に即してきめ細かな対応を講じていく必要があります。

図表 1-11 障がい者の状況



単位：人

	平成 19 年度	平成 22 年度
障害者手帳所持者数	4,242	5,266
身体障害者手帳所持者数	3,275	4,028
療育手帳所持者数	676	819
精神保健福祉手帳所持者数	289	419

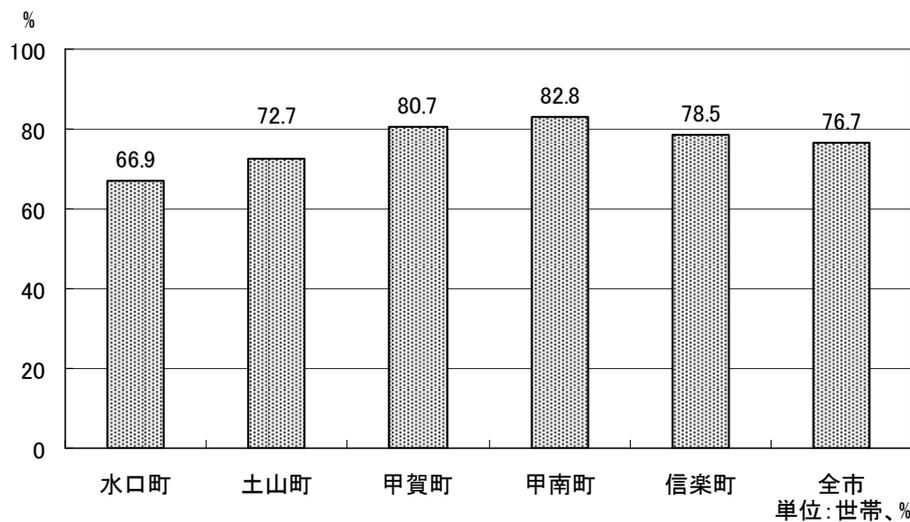
資料：各年度末

6 区・自治会加入の状況

区・自治会への加入状況をみると、加入は 24,289 世帯、未加入は 7,354 世帯となっており、総数 31,643 世帯のうち 76.7%の世帯が区・自治会へ加入しています。

町別では、甲南町が 82.8%と最も高く、次に甲賀町が 80%を超えていますが、逆に水口町では 66.9%と、ほぼ3分の1の住民が区・自治会に加入していないことがわかりました。

図表 1-12 区・自治会加入の状況



区分 \ 町別	水口町	土山町	甲賀町	甲南町	信楽町	全市
全世帯数	14,764	2,828	3,420	7,115	4,696	31,643
加入世帯	9,884	2,058	2,762	5,897	3,688	24,289
未加入世帯	4,880	770	658	1,218	1,008	7,354
加入率 (%)	66.9	72.7	80.7	82.8	78.5	76.7

資料：市総務課(平成 23 年 10 月末日現在)

7 地域福祉関連組織の状況

本市における地域福祉関連組織の設立状況は下表のとおりです。
健康福祉会（ご近所福祉会など）は199の区・自治会中181と91%の組織率で、
ほぼ全域において組織化されているといえます。

一方、地域福祉協議会は、全体で43.5%と低く、町による格差もあります。しかし本計画の設置目標年度は平成24年度であり、組織化は順調に進みつつあると言えます。

また、平成23年度から本市では、自治振興会という地域福祉協議会と同じ小学校区を単位とする新しい地域コミュニティの組織化が進められており、平成23年度末では全地域で設立されています。

地域福祉協議会と自治振興会の二つの組織は、ほぼ同じ目的や役割のものであるため、本計画の見直しをとおして、その役割や位置づけを明確にすることが求められています。

図表 1-13 甲賀市地域福祉組織の設置状況

資料：平成24年3月現在

町	小学区	区・自治会	行政推進		社協推進			
			自治振興会		地域福祉協議会(小学校区)		健康福祉会(区・自治会)	
			組織化	区・自治会 設立率%	組織化	組織化率%	組織化	組織化率%
水口	6	86	6	100.0	6	100.0	79	92.9
土山	4	44	4	100.0	2	50.0	34	75.6
甲賀	3	23	3	100.0	0	0.0	22	95.7
甲南	5	25	6	100.0	0	0.0	25	100.0
信楽	5	21	7	100.0	2	40.0	21	100.0
合計	23	199	26	100.0	10	43.5	181	91.0

8 町・小学校区の状況

町別に小学校区別の人口、年齢3区分別人口、高齢化率および前期・後期高齢者人口を一覧の表にまとめました（平成23年10月末現在）。その結果は以下のとおりです。

図表 1-14 旧町・小学校区の状況

【水口町】

町・小学校区名		合 計	年齢3区分人口			高齢化率、前期・後期高齢者人口		
			0～14歳	15～64歳	65～	高齢化率	65～74歳	75歳～
水口町	男	20,252	3,520	13,871	3,137	15.5	1,804	1,333
	女	19,885	3,329	12,818	4,198	21.1	1,902	2,296
	計	40,137	6,849	26,689	7,335	18.3	3,706	3,629
伴谷・伴谷東小学校区	男	5,473	1,115	3,977	651	23.0	421	230
	女	5,499	1,064	3,626	809	14.7	441	368
	計	10,972	2,179	7,603	1,460	13.3	862	598
柏木小学校区	男	1,898	254	1,327	317	16.7	187	130
	女	1,476	245	1,219	472	32.0	210	262
	計	3,374	499	2,546	789	23.4	397	392
貴生川小学校区	男	4,355	873	2,814	668	15.3	380	288
	女	4,409	832	2,722	855	19.4	364	491
	計	8,764	1,705	5,536	1,523	17.4	744	779
水口小学校区	男	4,228	622	2,738	874	20.7	458	416
	女	4,387	539	2,640	1,208	27.5	500	708
	計	8,615	1,161	5,378	2,082	24.0	958	1,124
綾野小学校区	男	4,298	656	3,015	627	14.6	358	269
	女	4,114	649	2,611	854	19.9	387	467
	計	8,412	1,305	5,626	1,481	17.6	745	736

【土山町】

町・小学校区名		合 計	年齢3区分人口			高齢化率、前期・後期高齢者人口		
			0～14 歳	15～64 歳	65～	高齢化 率	65～74 歳	75歳～
土山町	男	4,306	539	2,812	955	22.2	476	479
	女	4,277	460	2,493	1,324	31.0	518	806
	計	8,583	999	5,305	2,279	26.6	994	1,285
鮎河小学校区	男	300	24	184	92	30.7	40	52
	女	370	30	188	152	41.1	57	95
	計	670	54	372	244	36.4	97	147
山内小学校区	男	494	46	312	136	27.5	64	72
	女	497	33	284	180	36.2	62	118
	計	991	79	596	316	31.9	126	190
土山小学校区	男	1,946	234	1,298	414	21.3	211	203
	女	1,897	203	1,123	571	30.1	228	343
	計	3,843	437	2,421	985	25.6	439	546
大野小学校区	男	1,566	235	1,018	313	20.0	161	152
	女	1,513	194	898	421	27.8	171	250
	計	3,079	429	1,916	734	23.8	332	402

【甲賀町】

町・小学校区名		合 計	年齢3区分人口			高齢化率、前期・後期高齢者人口		
			0～14 歳	15～64 歳	65～	高齢化 率	65～74 歳	75歳～
甲賀町	男	5,325	704	3,375	1,246	23.4	546	667
	女	5,816	698	3,333	1,785	30.7	668	1,117
	計	11,141	1,402	6,708	3,031	27.2	1,214	1,784
大原小学校区	男	2,715	357	1,752	606	22.3	247	326
	女	2,912	348	1,694	870	29.9	324	546
	計	5,627	705	3,446	1,476	26.2	571	872
油日小学校区	男	1,948	254	1,213	481	24.7	230	251
	女	2,157	253	1,230	674	31.2	261	413
	計	4,105	507	2,443	1,155	28.1	491	664
佐山小学校区	男	662	93	410	159	24.0	69	90
	女	747	97	409	241	32.3	83	158
	計	1,409	190	819	400	28.4	152	248

【甲南町】

町・小学校区名		合 計	年齢3区分人口			高齢化率、前期・後期高齢者人口		
			0～14 歳	15～64 歳	65～	高齢化 率	65～74 歳	75歳～
甲南町	男	10,257	1,541	6,854	1,859	18.1	1,067	722
	女	10,648	1,431	6,756	2,461	23.1	1,129	1,332
	計	20,905	2,972	13,610	4,320	20.7	2,196	2,054
甲南第1小学 校区	男	3,588	568	2,318	702	19.6	403	229
	女	3,817	528	2,305	984	25.8	444	540
	計	7,405	1,096	4,623	1,686	22.8	847	769
甲南中部小学 校区	男	1,631	206	1,046	376	23.1	190	186
	女	1,650	203	950	497	30.1	212	285
	計	3,281	409	1,996	873	26.6	402	471
甲南第2小学 校区	男	1,165	177	775	213	18.3	117	96
	女	1,232	141	786	305	24.8	125	180
	計	2,397	318	1,561	518	21.6	242	276
甲南第3小学 校区	男	452	57	264	131	29.0	62	69
	女	521	47	282	192	36.9	68	124
	計	973	104	546	323	33.2	130	193
希望が丘小学 校区	男	3,421	533	2,451	437	12.8	295	142
	女	3,428	512	2,433	483	14.1	280	203
	計	6,849	1,045	4,884	920	13.4	575	345

【信楽町】

町・小学校区名		合 計	年齢3区分人口			高齢化率、前期・後期高齢者人口		
			0～14 歳	15～64 歳	65～	高齢化 率	65～74 歳	75歳～
信楽町	男	6,361	686	4,187	1,496	24	729	757
	女	6,514	656	3,858	2,000	31	782	1,216
	計	12,875	1,342	8,045	3,496	27.2	1,511	1,973
信楽小学校区	男	3,281	374	2,171	736	22.4	377	359
	女	3,301	356	1,946	999	30.3	412	587
	計	6,582	730	4,117	1,735	26.4	789	946
雲井小学校区	男	1,556	147	1,037	372	23.9	197	175
	女	1,670	167	977	526	31.5	210	316
	計	3,226	314	2,014	898	27.8	407	491
小原小学校区	男	933	116	626	199	21.3	91	100
	女	925	91	584	250	27.0	91	159
	計	1,858	207	1,210	449	24.2	182	259
朝宮小学校区	男	374	37	231	106	28.3	45	61
	女	401	30	229	142	35.4	50	92
	計	775	67	460	248	32.0	95	153
多羅尾小学校区	男	217	12	122	83	38.2	19	62
	女	228	9	110	109	47.8	30	79
	計	445	21	232	192	43.1	49	141

第2章

市民の地域福祉に関する 意識と活動の現状と課題

第2章 市民の地域福祉に関する意識と活動の現状と課題

本計画の「中間見直し」にあたり、あらたに「安心生活創造事業」（平成21年度～23年度）に取り組んだ成果及び「甲賀市区・自治会アンケート調査」の調査結果から得られた市民の地域福祉に関する意識と活動の現状と課題を整理します。

1 安心生活創造事業の取り組みの成果と課題

（1） 地域福祉推進のための6つの「つ」

甲南町竜法師区の調査結果を、6つの「つ」として整理しました。このことは、地域福祉を住民主体で推進していくための方法をわかりやすくまとめたものとなっており、今後本計画を推進し、具体化していくための指針として重要な成果が得られたといえます。

国の社会福祉基礎構造改革の中では、これからの福祉のあり方は「自立支援」であると述べられています。例えば、老いて要介護の状態になったり、人生の途上で障がいをもつようになったりすることは誰にとっても起きる可能性があります。これからの社会福祉はこうしたそれぞれの「自立を損なう事態」に応じた「自立支援」に取り組むことによってその人らしさの実現をめざすこととされています。

1) つぶやく

地域福祉活動は、こうした自立を損ない、なんとかしてほしいというつぶやきを発見していくことから始まります。たくさんの「つぶやき」すなわち「暮らしの中のSOS」は、放っておけば潜在化し「孤立化」が進みます。どんな小さなつぶやきも見逃さないことが大切です。

また、「孤立」と「孤独」の違いと区別に留意することが大切です。「孤立」は手をつなぎたい、支援を受けたいと思っているのに得られないこと。「孤独」は「孤独を愛する」というように「ひとりがいい」と思うこと。「孤立」こそ支援の必要があり、「孤独」の場合は無理に行うと余計なお世話となります。お世話することがすべて正しいとするのではなく、お世話を受ける人の立場で考えることが大切です。

2) つたえる

「どんな小さな SOS も見逃さない」仕組みをつくることが大切な課題であり、つぶやきを発見し伝える人や場所を豊かにしていく必要があります。身近な相談相手・相談の場所の充実、家族やご近所とのおつきあい、民生委員児童委員、ご近所サポーター、区長・組長等の役割が大切であり、行政、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、市社協等がつぶやきに応える体制をより一層充実させていく必要があります。

3) つどう

調査を通じて地域の中ではたくさんの「つどい」の場があることがわかりました。特に、竜法師区では「老人クラブ」の活動が盛んに取り組まれています。内容は「あそび中心」ということでしたが、あそびも大切です。親睦活動（あそび）と生活環境の改善(支えあい)を車の両輪として活動していくことが大切であると評価しました。

また、現在行われている「おたっしゃ広場」は竜法師区では年齢 77 歳以上の高齢者を対象としておりますが、参加者の固定化がみられます。いろいろな「つどい」を用意し、だれもがいずれかの活動に参加しているような状態をつくりだすことが大切であると思われまます。

4) つなぐ

「手助けしてほしい」と「手助けできる内容」の一致が「つなぐ」ということです。手助けの必要は「通院」や「買い物」の送迎が一番多くありました。一方、「手助けできる」という回答が約 4 割に達し、そのうち「送迎」の支援ができるという回答が一番多いという結果でした。

5) つくる

「手助けしてほしい人」と「手助けできる人」をむすびつけることが「仕組みづくり」です。ボランティア組織の必要性、地域バス運行の改善等の提案を行いました。

また、「人づくり」では、区・自治会の中の役の多さについて改善する必要があること、地域福祉の推進役としてのご近所福祉サポーターの養成の必要性が強調されました。

さらに「拠点づくり」では、竜法師区には組ごとに設置されている集会所を積極的に活用していく必要があることが提案されました。

6) つみかさねる

以上の5つの「つ」を積み重ね、くりかえして実践していくことで地域の固有な福祉文化の形成につなげていくことが大切です。

また、先祖伝来の地域文化を受け継いで現在の姿があること、地域福祉の推進の取り組みを子ども達に継承していくことも重要な課題となっています。

以上の6つの「つ」の取り組みの最後に、だれもが人生の終末期を、その人らしく尊厳をもって送ることができるような地域にしていくことを課題として掲げました。そのためには、身近な地域での医療と介護の連携による在宅ケアの推進をはじめとした地域包括ケアシステム^{注)}の形成に積極的に取り組む必要があります。

また、全体を通して「学ぶ」ことの大切さと学んだことを共感し合う「学び合い」がこれからの地域福祉推進の要であることが強調されました。

(2) 生活支援活動の重要性

安心生活創造事業の推進の中で、寺庄区のボランティア活動の調査、甲南町商工会の会員の社会貢献や買い物支援活動の実態調査を行いました。その調査結果から、従来の地域での支えあい活動や公的サービスに加えて、「新しい生活支援活動」の取り組みが重要な課題となっていることがわかりました。

この「新しい生活支援活動」については、全国社会福祉協議会において

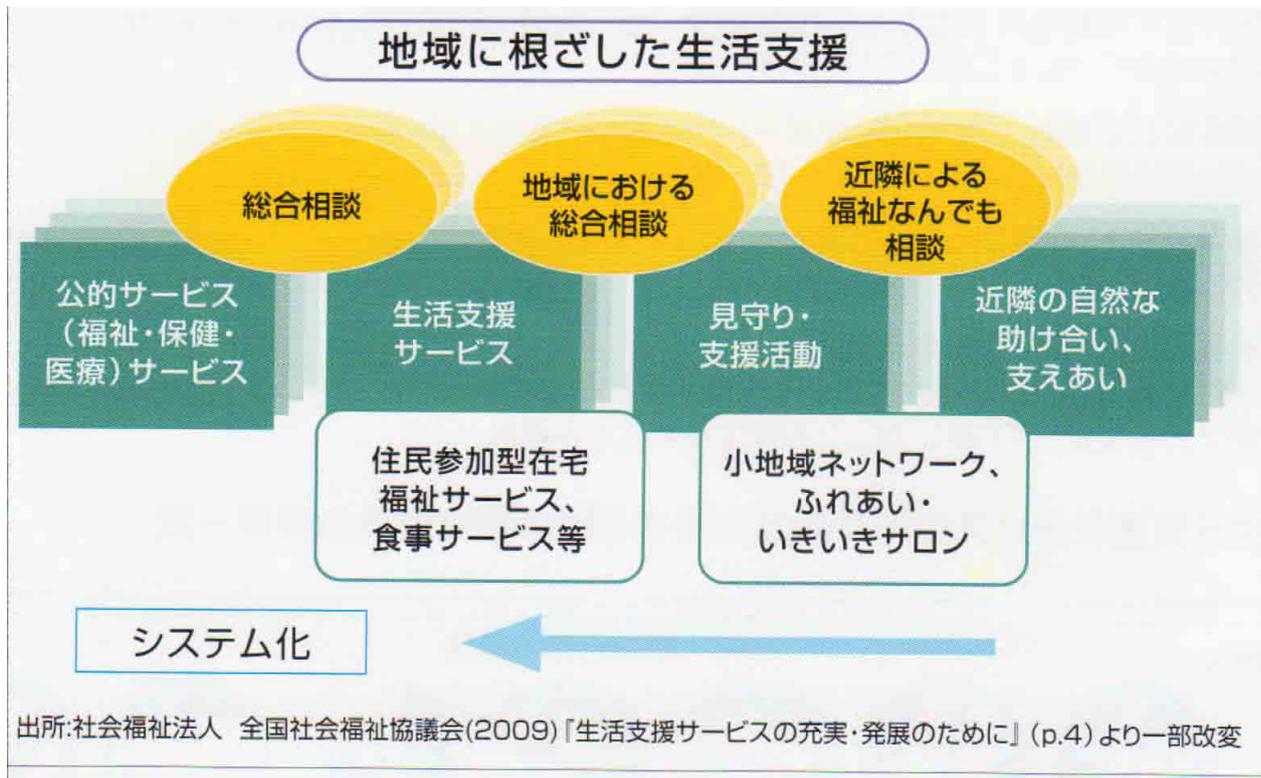
- ① 市民の主体性に基づき運営されるもので
- ② 地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みをもち
- ③ 公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用され
- ④ 個別支援を安定的、継続的に行うためによりシステム化されたもの

と定義づけられています。

こうした新しい生活支援活動として取り組まれたのが寺庄区のボランティア活動であり、また買い物支援等の活動であると位置づけました。

注) 地域包括ケアシステム：団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を目標に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を営むことができるように、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく仕組みをつくること。

図表 2-1 地域に根ざした生活支援



(3) 総合計画の「協働」の考え方とその具体化

本市の総合計画（平成19年3月策定）では、その基本的な考え方として「協働のまちづくりの推進」を掲げてきました。その基本方針は「市民と行政の信頼関係に基づく協働を進め、相互の協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざします。あわせて、政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図り、より市民ニーズにあったまちづくりをめざします。」と述べられています。

地域福祉推進計画においても、住民主体の福祉活動を大切な柱とし、「安心生活創造事業」では圏域ごとの住民主体の地域福祉活動を推進する組織のあり方について検討してきましたが、このことは、総合計画の「協働」の考え方を具体化したものといえます。

また、「協働のまちづくりの推進」の具体化として、平成23年4月から各地で「自治振興会」の取組が始まりました。この自治振興会の活動とこれまで地域福祉推進計画に基づく、地域福祉推進組織づくりの取組について、今後どのように役割分担をし、行政と市民の「協働」の質を高めていくべきかが重要な検討課題になるものと考えら

れます。

安心生活創造事業では、甲南町の各小学校区を単位に学区別懇談会を3年間実施しました。この会議では、各区でご近所福祉に取り組むリーダーが市の社会福祉課、包括支援センター、市社協の職員とともに情報交換を行い、地域で取り組むこと、行政や各関係機関・団体に働きかけることなどについて整理し、解決に向けた会議の開催や仕組みづくりを検討してきました。そしてそこで解決できないことやもう少し地域を広げて取り組むべき課題については、甲南町をエリアとする各機関、団体に呼びかけて福祉ネットワーク会議を開催してきました。

地域住民の生活課題を解決するためには、地域と行政をはじめとする関係機関や団体が協働で取り組むことが重要であり、お互いの顔の見える小学校区は正に協働の場と言えます。市のコミュニティ施策により、ほぼ全小学校区で自治振興会が設立されつつある中、この安心生活創造事業の協働作業をモデルとして、全地域へと広げていくことが必要です。

また、今後重視すべき好事例として、竜法師区での見守り活動が組を中心として、全員参加の方向で進められようとしていることです。これまでの地域組織は、どちらかといえば世帯主が中心となって運営が図られてきましたが、これからは主婦や若い人達も地域福祉の担い手として積極的に活動していくことが必要であり、今回の新しい動きを重視し、組単位での見守り活動について支援していくことが必要です。

(4) モデルケースから全市的な取り組みへ

今回の安心生活創造事業は、甲賀市の甲南町をモデル地域とし、竜法師や寺庄における区の取り組みを通じて地域福祉推進のための方策を検討してきました。その成果は以上述べたとおりですが、そのモデルケースとしての成果をふまえて、今後は全市的な取り組みへと普及していくことが求められているといえます。

2 区・自治会アンケート調査結果と課題

(1) 自治組織と圏域の構成の現状

甲賀市の圏域の構成は図表 2-2 のとおりです。平成 16 年の合併により現在の甲賀市が誕生しました。町は合併前の各町で、水口、土山、甲賀、甲南、信楽の 5 町です。その下に 23 の小学校区、さらに 199 の区・自治会があります。区・自治会は「向こう三軒両隣」といわれる組の組織で支えられています。

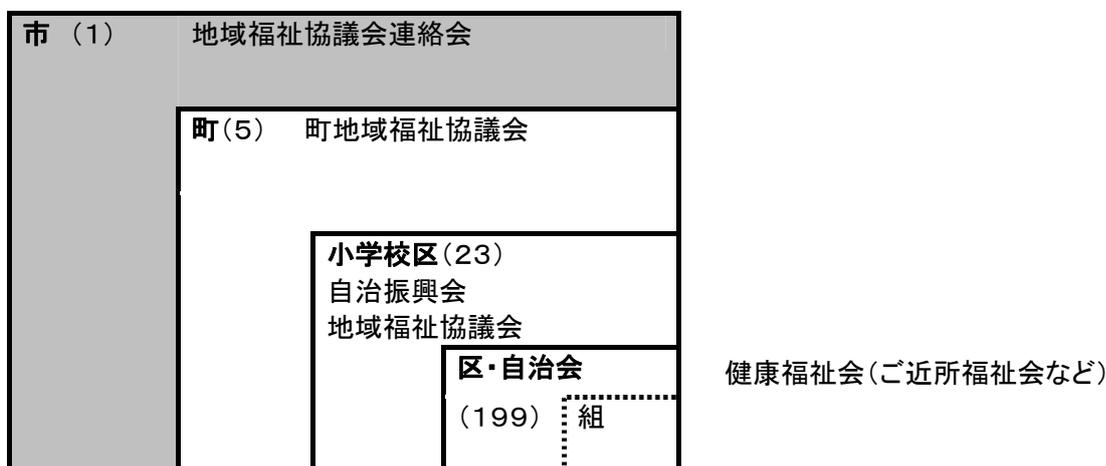
また、それぞれの圏域には、自治組織や福祉推進組織が対応して形成されています。

まず区・自治会は、住民の最も基礎的な自治組織であり、いくつかの（多いところでは数十の）組組織によって支えられています。区・自治会は役員会と総会、組には組寄りという運営のための会議があり、一般的には世帯主の参加で運営されています。また、区・自治会に対応して「健康福祉会（ご近所福祉会など）」の福祉推進組織が形成され、見守り活動等の地域福祉の推進に取り組んでいます。

小学校区では、現在大きな動きがあります。地域福祉推進計画にもとづいて地域福祉協議会が形成されたことに続いて、平成 23 年度から自治振興会の結成が始まっています。自治振興会は、地域市民センターを拠点に市が新たに設定した自治の拠点組織であり、今後地域福祉協議会や地域包括ケアのまちづくり等との役割分担や連携のあり方が大きな課題となります。

中学校区は、市の介護保険事業計画において地域住民の「日常生活圏域」との位置づけがなされています。これは国の指針に従ったものであり、2025 年を目標に「地域包括ケア」のまちづくりを進めていくための圏域ですが、これに対応する自治組織はありません。

図表 2-2 甲賀市の自治組織と圏域の構成



5つの町においては、町地域福祉協議会が結成される方向となっています。町地域福祉協議会は、学区の地域福祉協議会だけでは解決が困難と思われる課題をより広域的かつ専門的に対応して解決していこうとする組織です。

さらに、こうした町地域福祉協議会の連絡協議機関として地域福祉協議会連絡会の設置をしていくことにしています。この連絡会は、市内のさまざまな地域福祉活動の経験交流の場として機能し、全市的な取り組みがふさわしい課題について検討し、解決に向け活動していく場となります。

(2) 調査の実施概要

区・自治会アンケート調査は、市内区・自治会 199 の区・自治会の区長・自治会長を対象に調査票の配布・回収を行いました。

調査の期間については、平成 23 年 11 月 15 日から同年 11 月 30 日までで実施しました。

調査票の配布・回収の状況は、配布数 199 件、回収数 140 件、有効回答件数 139 件であり、全体の回収率は 69.8%という結果でした。

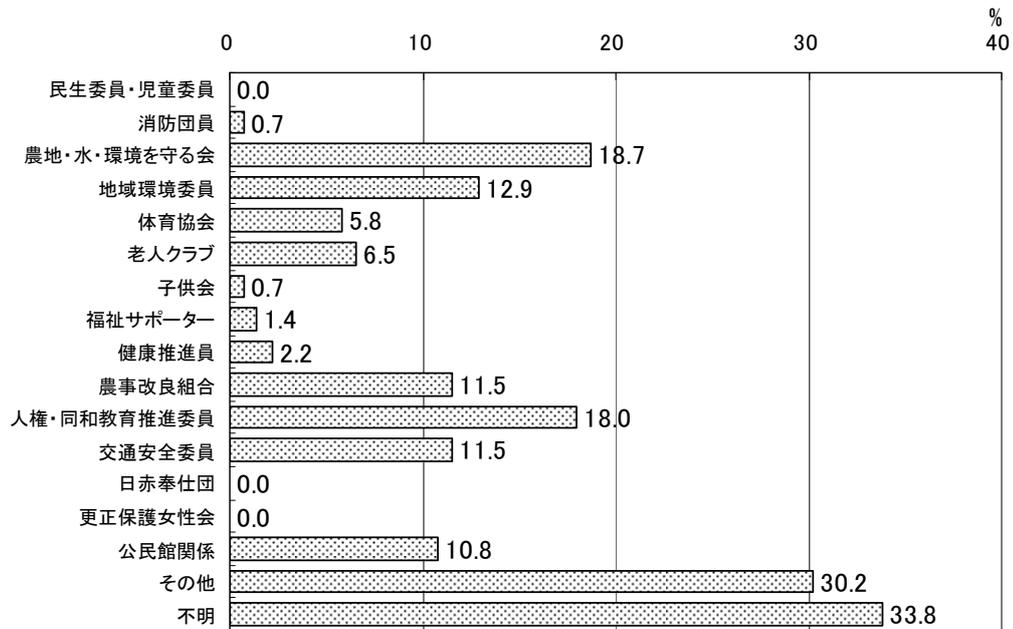
(3) 調査結果の概要

1) 区長・自治会長以外に現在就いている役職

区長・自治会長になっただけで、多くの役職をもつようになると聞いています。具体的な状況を聞いたところ、「農地・水・環境を守る会」が 18.7%で最も多く、次いで「人権・同和教育推進委員」18.0%、「地域環境委員」12.9%、「農事改良組合」及び「交通安全委員」11.5%と続いています。地域にとって必要な役が並んでいますが、「環境を守る会」と「環境委員」など同じような役もあります。

役の多さが若者の地域離れと大きく関係しているといわれています。また、これからの地域づくりのためにさまざまな役をお願いする機会もあると思われます。その際はまず、すでに暮らしの中で役割を終えた役をなくすこと、同じような役を統合することなど、現在の役を整理統合することを進めるべきと考えられます。

図表 2-3 区長・自治会長以外に現在就いている役職



2) 区・自治会の人口等の把握

区長・自治会長が区の人口や世帯、高齢化率をどの程度把握しているかを聞きました。調査結果は図表 2-4 の通りです。

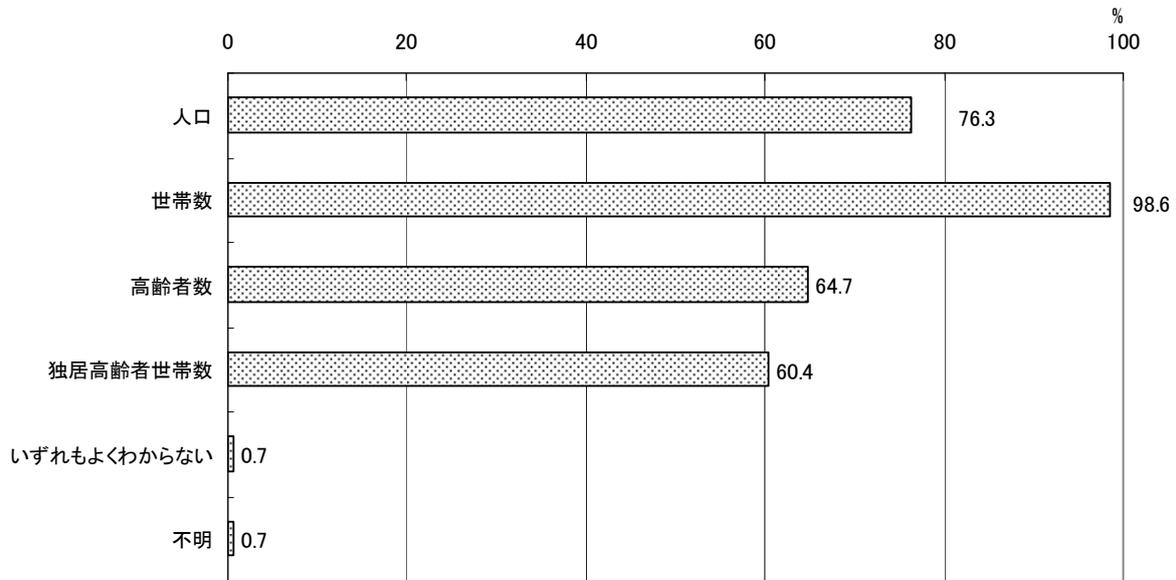
「世帯数」は 98.6%でほとんどの区長・自治会長が把握していました。次いで「人口」は 76.3%に減少します。「高齢者数」や「独居高齢者世帯数」は 6 割から 6 割半ばという結果であり、把握できていない区長・自治会長も多いようです。

この点で二つの課題が見えてきました。一つは、本市においては小学校区や町・字別の人口や世帯、高齢化率等のデータは整理されていますが、区・自治会単位の統計データがない、ということです。町・字別のデータがそのまま区・自治会と重なる場合もありますが、重ならず難しい地域も多くあり、ここに区長・自治会長が自分の住んでいる地域の統計データを把握しにくくなる問題があります。

もう一つの課題は、個人情報保護法による情報入手のとまどいを感じられることです。個人情報保護に配慮しながらも必要な情報は公開していくというのが市の立場であり、この点のとまどいをなくしていく必要があります。

また、地域内のきめ細かな個人情報は、行政では十分な把握は困難です。個人情報保護の意識を十分に高めながらも、住民同士がお互いの信頼関係構築とともに必要な情報を得られるように進めることこそ重要と考えられます。

図表 2-4 区・自治会の人口等の把握



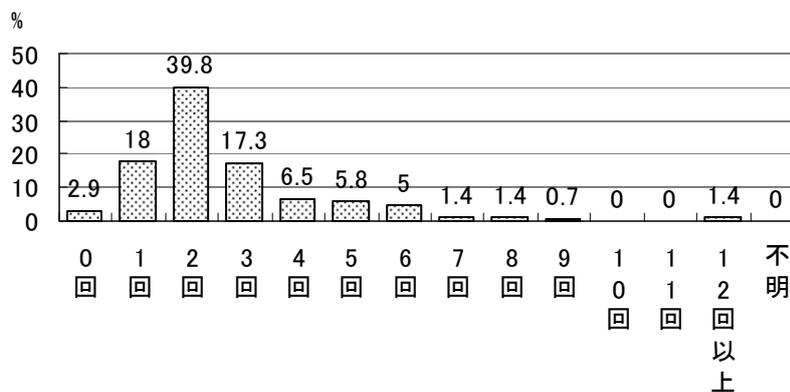
3) 昨年1年間の主な活動

昨年1年間の主な活動について、年間活動回数と月別の実施回数について聞きました。

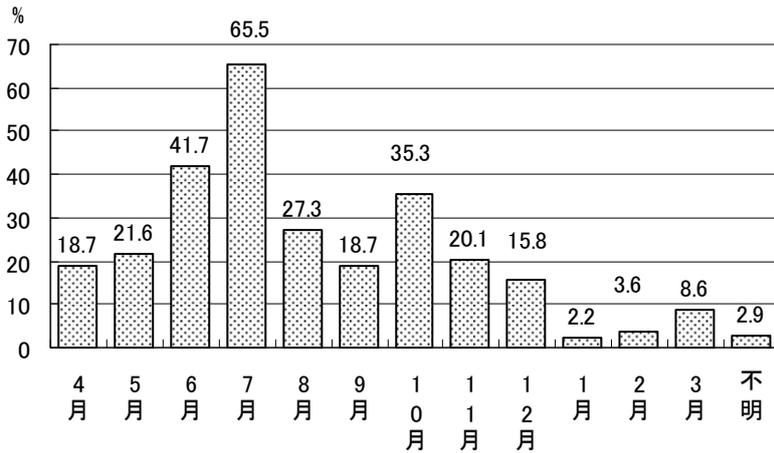
①草刈り（共同作業）

草刈り（共同作業）はほとんどの区・自治会で取り組まれています。活動回数は2回が最も多くなっています。月別では繁茂が著しい7月が最も多く65%となっていますが、春から秋にかけて多くの地域で取り組まれています。

図表 2-5-1 草刈り(共同作業)の年間活動回数



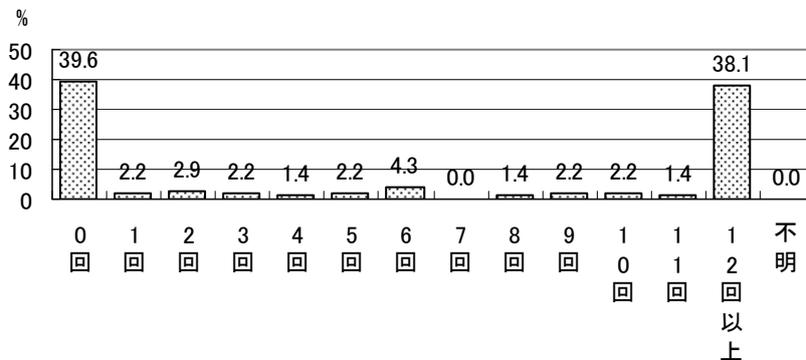
図表 2-5-2 草刈り(共同作業)の月別実施回数



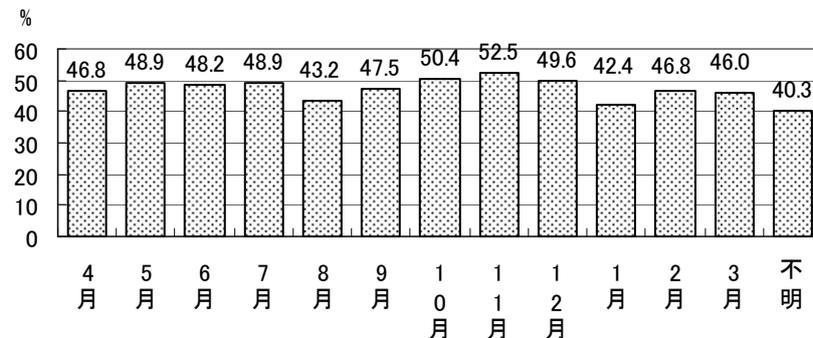
②サロン活動

「サロン活動」については約 60%の区・自治会で取り組まれています。行われている回数は、年間 12 回以上が最も多く 38.1%となっています。月別に見ても、8月・1月はやや少ないですが、年間を通して行われているといえます。

図表 2-6-1 サロン活動の年間活動回数



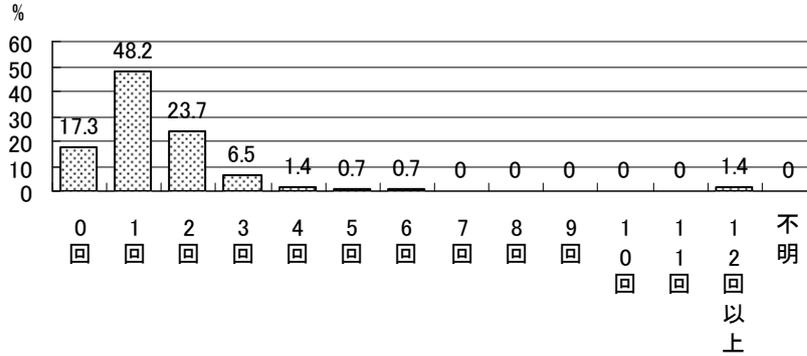
図表 2-6-2 サロン活動の月別実施回数



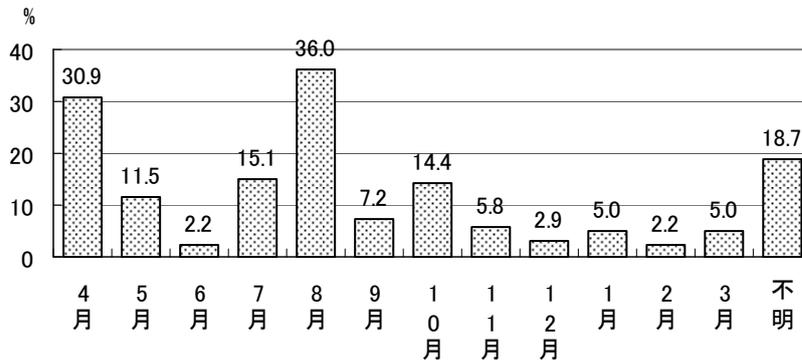
③お祭り

「お祭り」については約80%の区・自治会で取り組まれています。年間1回が最も多く48.2%となっています。2回が23.7%、3回も6.5%あります。月別では8月と4月が多く30%以上あります。また7月と10月も15%となっています。

図表 2-7-1 お祭りの年間活動回数



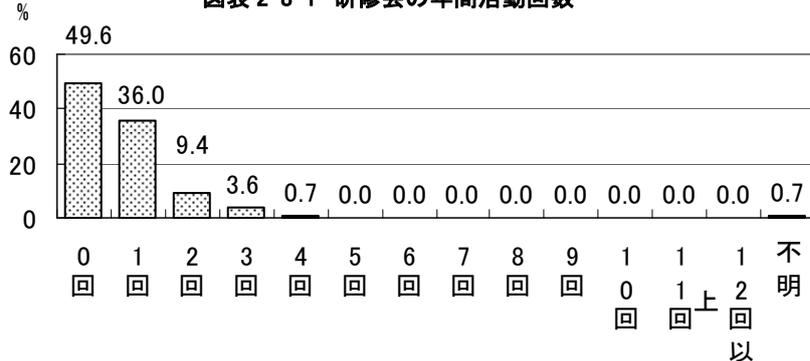
図表 2-7-2 お祭りの月別実施回数



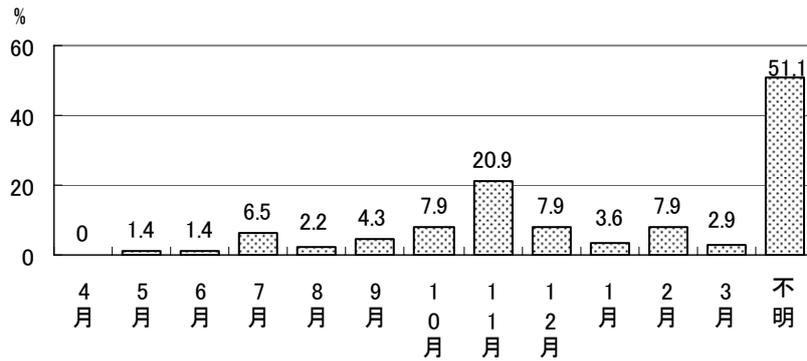
④研修会

「研修会」については半数の区・自治会で取り組まれています。年間1回が最も多く36.0%となっています。2回が9.4%、3回も3.6%となっています。月別では11月の実施が最も多く全体の2割を占め、秋や春が多いようです。

図表 2-8-1 研修会の年間活動回数



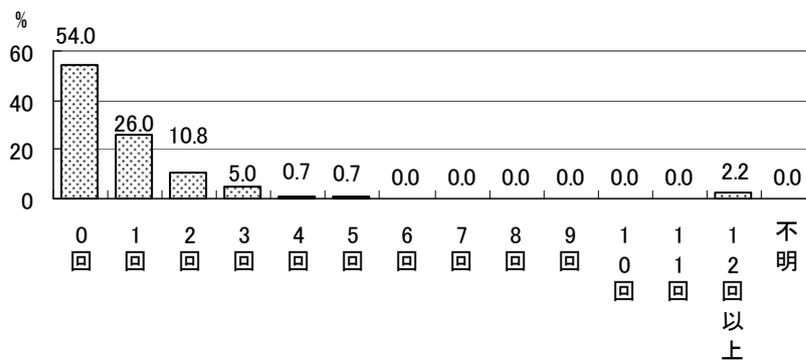
図表 2-8-2 研修会の月別実施回数



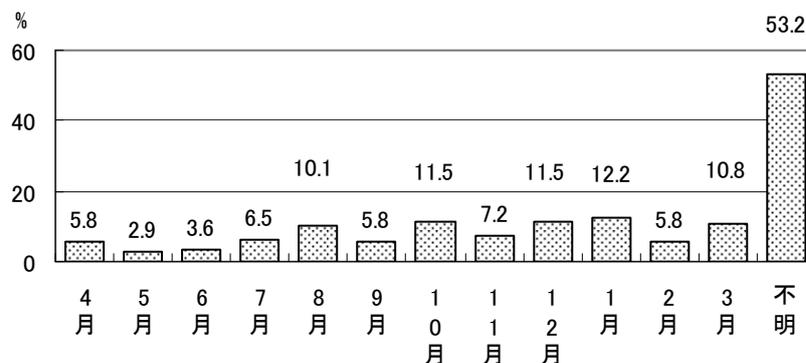
⑤親睦会

「親睦会」については46.0%の区・自治会で取り組まれています。年間1回が最も多く26.0%となっています。2回が10.8%、3回も5.0%となっています。月別では特に多い月はなく、年間を通して開催されています。

図表 2-9-1 親睦会の年間活動回数



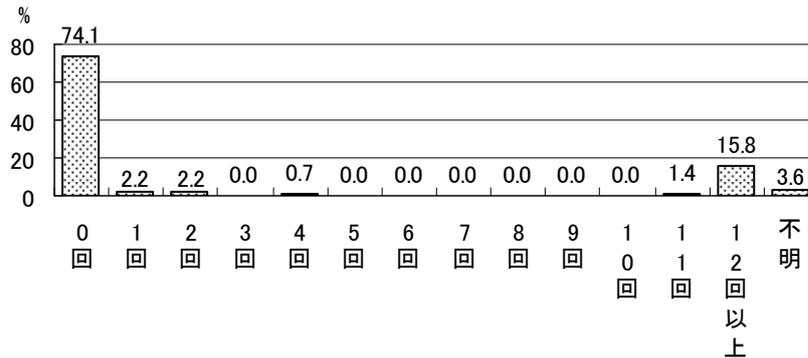
図表 2-9-2 親睦会の月別実施回数



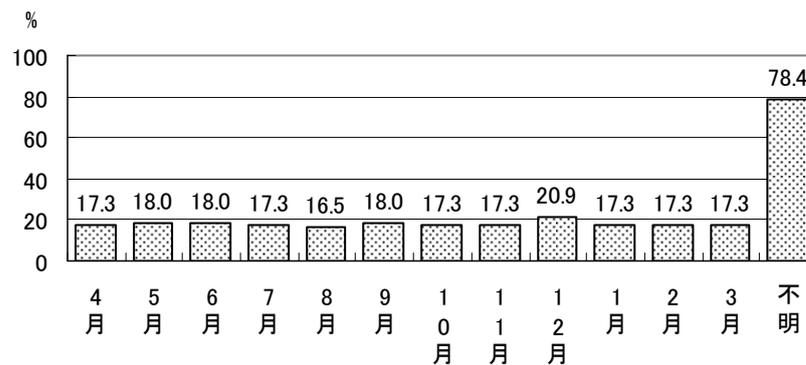
⑥見守り活動

「見守り活動」については4分の1程度の区・自治会で取り組まれています。4分の3ではまだ取り組みがみられません。しかし取り組んでいるところは年間12回以上が最も多く、15.8%となっています。月別では特に多い月はなく、年間を通して取り組まれています。

図表 2-10-1 見守り活動の年間活動回数



図表 2-10-2 見守り活動の月別実施回数

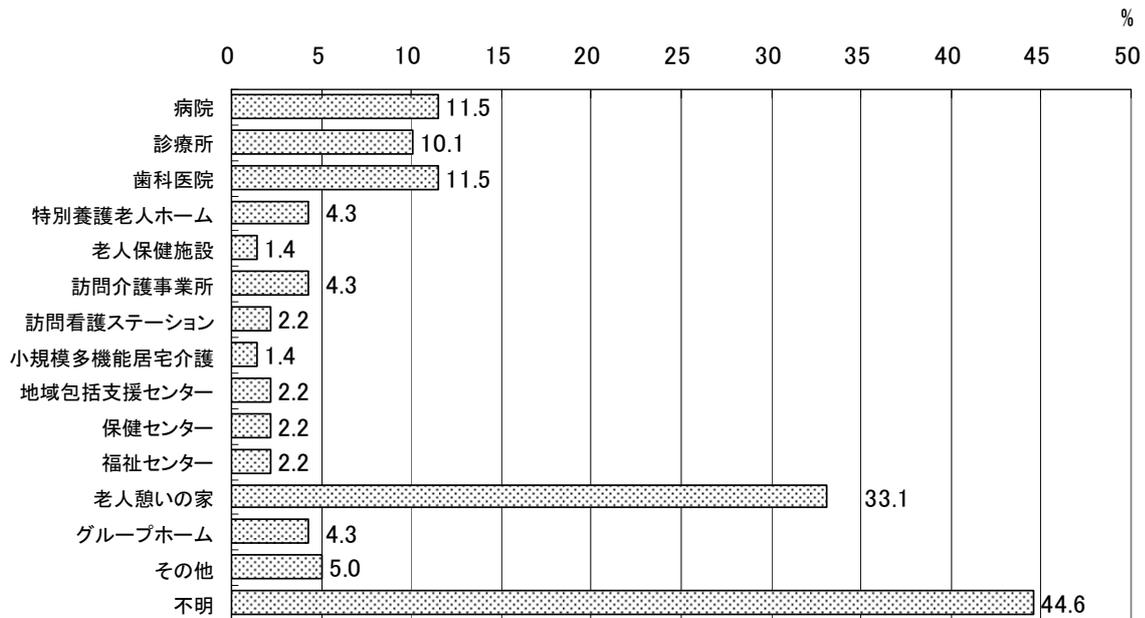


4) 区・自治会にある施設

①保健・医療・福祉施設

まず保健・医療・福祉関係の施設について聞いたところ、「老人憩の家」が33.1%と特に多くなっています。次いで「病院」、「歯科診療所」11.5%、「診療所」10.1%で続いています。福祉施設は町単位以上で設置されているため、区・自治会の中では少なくなっています。

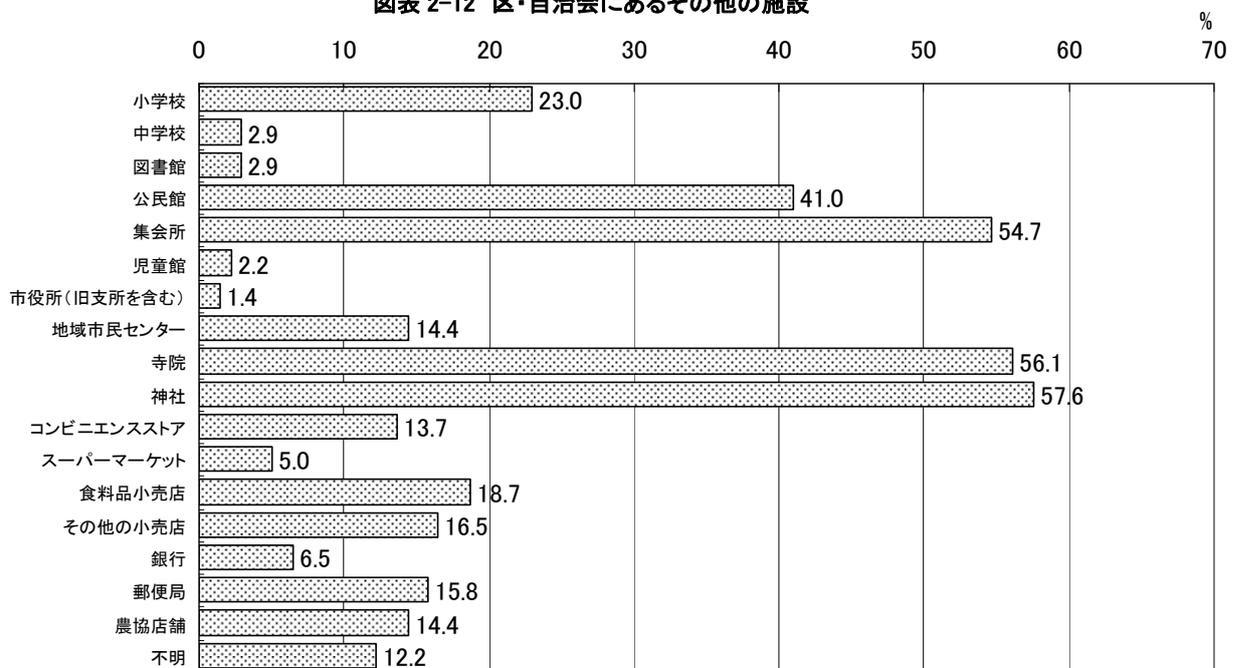
図表 2-11 区・自治会内にある施設(保健・医療・福祉)



②その他の施設

その他の施設をみると、「神社」57.6%、「寺院」56.1%、そして「集会所」が54.7%と多くなっています。次いで「公民館」41.0%、「小学校」23.0%と続いています。

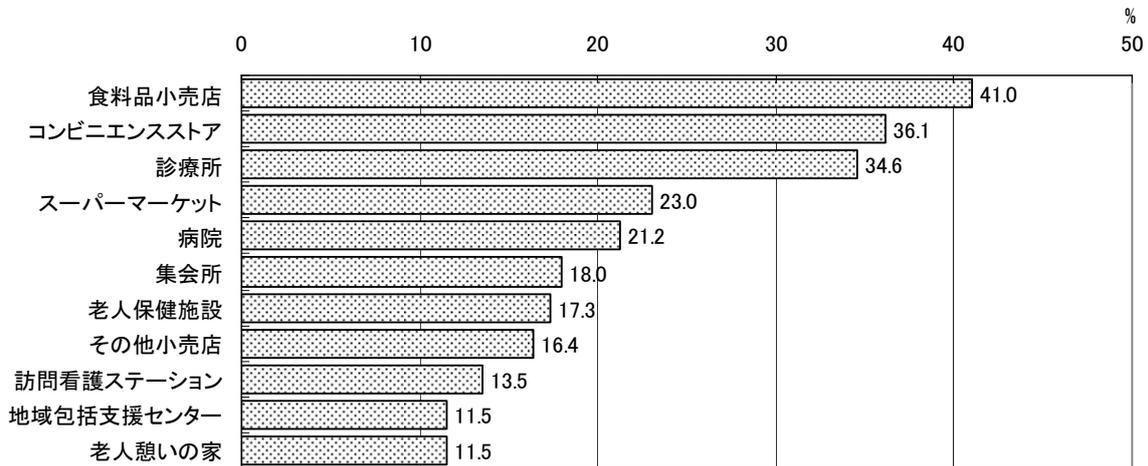
図表 2-12 区・自治会にあるその他の施設



5) なくて困っている施設、あってほしい施設

区・自治会になくて困っている施設、あってほしい施設について聞いたところ、1位食料品・小売店 41.0%、2位コンビニエンスストア 36.1%、3位診療所 34.6%という結果でした。生活に必要な食料品等の物資の確保と健康にかかわる診療所に要望が集まりました。

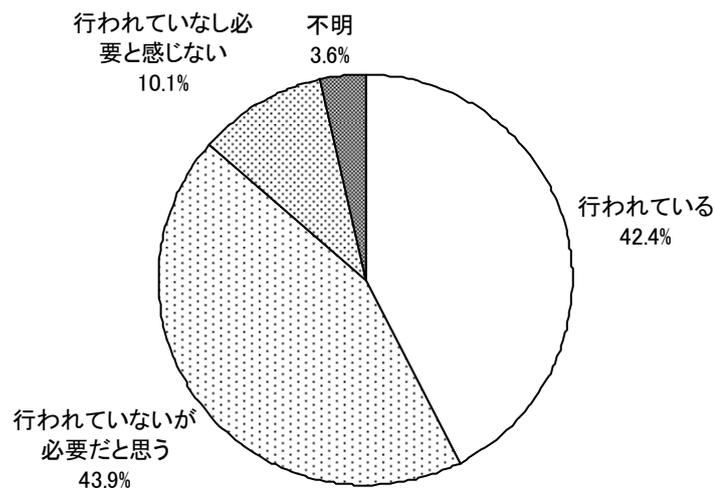
図表 2-13 なくて困っている施設、あってほしい施設



6) 見守り活動の取り組み

「見守り活動が行われている」との回答は 42.4%の区で実施されています。しかし「行われていないが必要だと思う」が 43.9%に及び、「行われていないし必要と感じない」は 10.1%となっています。

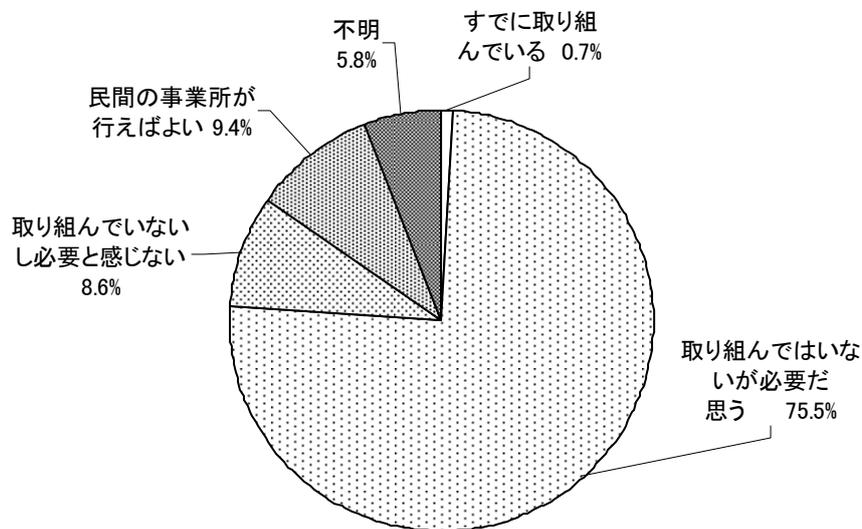
図表 2-14 見守り活動の取り組み状況



7) 日常の助け合い活動について

日常の助け合い活動については、「すでに取り組んでいる」が 0.7%でまだわずかな状況にあります。しかし、「取り組んではいないが必要だと思う」が 75.5%と 4分の3以上に達しています。このことは、安心生活創造事業のモデルケースの成果を全市的に普及していくことが十分可能であることを示す重要な調査結果といえることができます。また他方で「取り組んでいないし必要と感じない」8.6%、「民間の事業所が行えばよい」9.4%となっており、日常の助け合いに否定的な考えも 2割弱あることがわかりました。

図表 2-15 日常の助け合いについての考え

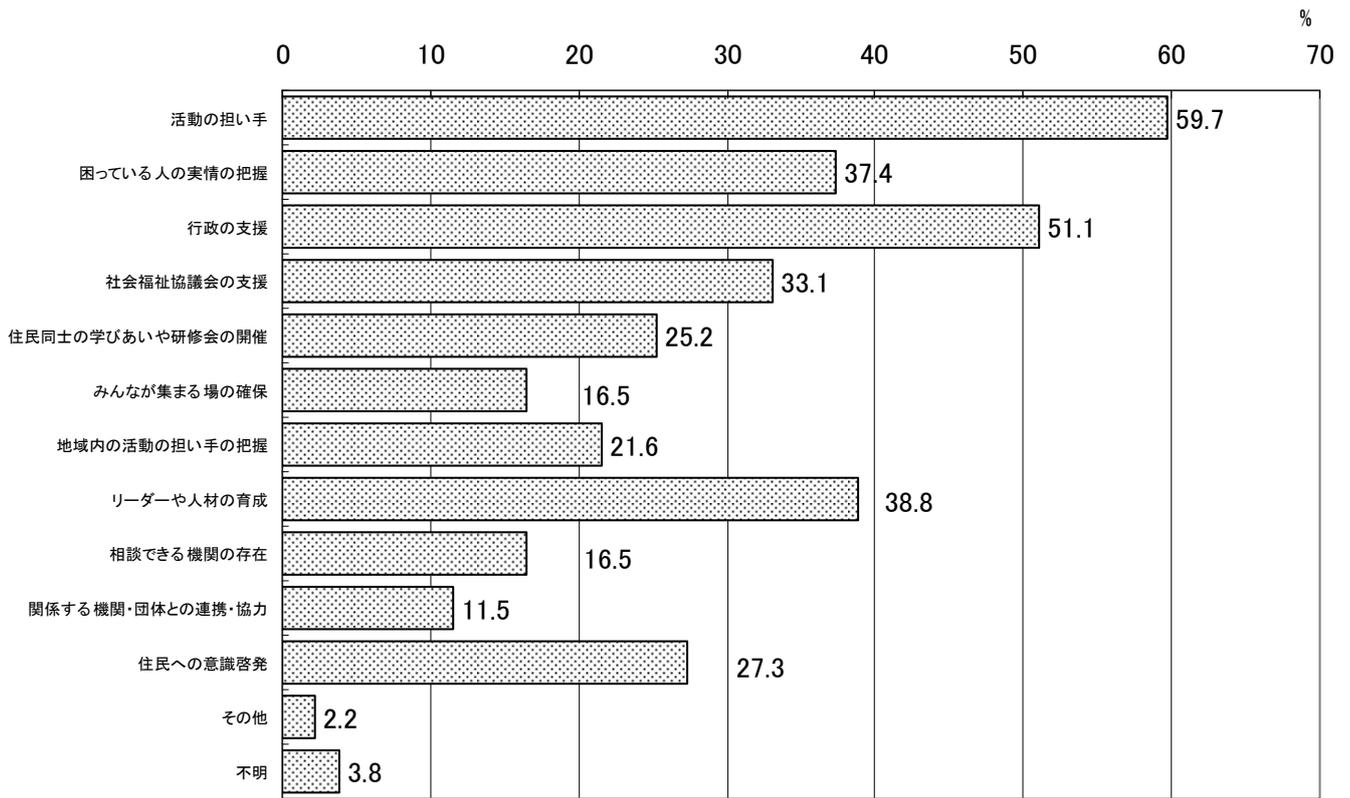


8) 区・自治会で地域福祉活動の活発化のために必要なこと

区・自治会で地域福祉活動の活発化のために必要なことを聞いたところ、「活動の担い手」が最も多く 59.7%となっています。次いで「行政の支援」51.1%、「リーダーや人材の育成」38.8%、「困っている人の実情の把握」37.4%、「社会福祉協議会の支援」33.1%と続いています。

地域福祉活動の担い手やリーダーのなど人の確保が上位を占め、行政や社協の支援の要望も多くなっており、まさしく住民主体で「行政と市民の協働の推進」が求められているといえます。

図表 2-16 地域福祉活動の活発化のために必要なこと





第3章

基本理念と4つの基本方針

第3章 基本理念と4つの基本方針

1 計画の基本理念

本計画の基本理念を以下のように定めます。

共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくり

基本理念のそれぞれの意味を分けて説明すると、以下のようになります。

【共に生き】

私達の社会は、障がいの有無、年齢や性の違いなど様々な人々によって構成されています。だれもがその人にしかない貴重な存在意義と役割をもっていることをお互いに認め合いながら、だれもが安心して住み続けることのできる社会、男女共同参画社会など、共に生きていく社会（共生社会）の実現をめざします。

【支えあい】

共に生きる社会は共に支えあう社会です。一人ひとりが異なった存在だからこそお互いに支えあい「みんな違ってみんないい」という考えの下、みんなが豊かになる社会をめざします。

【個性が輝く】

だれもがお互いの違いを認め合い、その人にしかない存在意義をもつことにより、一人ひとりの人権を大切に、個性が輝く社会をめざします。

【人権尊重と健康福祉のまちづくり】

一人ひとりの人権が尊重されることを基本としながら、だれもが健康で生きがいに満ち、安心していつまでも暮らしつづけることができる健康福祉のまちづくりを推進します。

今日、健康の考え方は、医学的立場で単に病気でないということではなく、「社会的健康」という立場で理解することが大切となっています。すなわち、たとえ病気や障がいがあっても、周囲の社会的資源を有効に活用したり、周囲の人達との社会的関係を豊かにしていくことで、自分の生活をより充実させ、共に生きていこうと努力している姿を「健康」ととらえるようになってきているわけです。したがって健康づくりの課題は、病気や障がいのある人も含めてだれにとっても大切な自己

実現の課題なのです。

そして、だれもが自分らしいやり方で互いに支えあい、福祉と思いやりの心に満ちた社会にしていくことが大切であり、どんな小さな SOS も見逃さない豊かできめ細かな健康福祉ネットワークを築いていきます。

そして、保健・医療・福祉の分野を超えて、地域社会全体が健康で活気にあふれ、福祉と思いやりの心に満ちた健康福祉のまちづくりをめざしていきます。

2 計画の4つの基本方針

本計画は、地域において発生している様々な生活・福祉問題について、住民参加と住民・行政・専門機関のネットワークによってその解決を図っていかこうとするものです。市行政による地域福祉基盤の抜本的な強化を図ると同時に、住民が利用しやすい施策を充実させることが必要となります。

また、住民が生活・福祉問題の当事者であると同時にその解決の主体として位置づけられることから、住民相互のつながりを強化する必要があります。

よって、本計画の基本理念（共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくり）を実現していくために、以下の4点、地域福祉システムの整備、健康福祉のネットワーク、住民参加、地域福祉活動の基盤強化を基本方針として掲げます。

図表 3-1 基本理念と4つの基本方針



【基本方針1】

住民が福祉サービスを利用しやすくするための「地域福祉システムの整備」を促進します。

これまで、市や市社協においては住民の立場に立った総合的かつきめ細かなサービスの提供に努めてきました。しかしながら、住民の生活課題は多様化・複雑化しており、また、5町合併に伴う新たなニーズも生じています。

これらの地域ごとの住民生活のあり方や生活課題、ニーズの違いに対応するためには、質の高い福祉サービスの提供が促進されなければなりません。

その上で、住民が福祉制度やサービスを適切に利用していくためのしくみや体制を整える必要があり、これらのしくみや体制が住民のニーズに即した効果的なものとなるよう、地域福祉のシステムを構築していかなければなりません。

以上の立場で、住民が福祉サービスを利用しやすくするための「地域福祉システム」の整備を促進します。具体的には、以下の3点を施策の柱とします。

- (1) 福祉サービスを利用のための相談と情報提供の体制の充実を図ります。
- (2) 第三者評価の普及、苦情対応の充実、住民のニーズ把握などにより、サービスの質の評価と向上に努めます。
- (3) 福祉の前提ともいべき人権尊重と権利保障・権利擁護体制を整備します。

【基本方針2】

「健康福祉のネットワーク」を形成し、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を支援します。

地域における社会福祉を目的とする事業者は、市や市社協だけでなく、社会福祉法人やNPO、医療機関、ボランティア団体など多様です。これらの事業者が、利用者本位・住民本位のより良い福祉サービスを提供していけるために、専門職がネットワークを広げて役割と機能を発揮し得るよう支援していかなければなりません。

また、地域では生活上の問題を解決するための福祉分野の社会資源を活用しながら、保健・医療・教育・まちづくり・経済など生活に関連し隣接する分野との連携による「健康福祉のネットワーク」の形成も今日的な課題となっています。

基本方針の第2は、社会福祉を目的とする事業者の健全な発達や、生活関連分野に係る課題への対応であり、具体的には、以下の2つを施策の柱とします。

- (1) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達をめざします。
- (2) 「健康福祉ネットワーク」を形成し、生活関連分野の課題へ対応するため連携方策の充実に努めます。

【基本方針3】

地域福祉の推進体制を形成し、地域福祉に関する活動への「住民参加」の促進を支援します。

本計画では、住民およびその組織を、市行政と並んで地域福祉推進の機能と役割を担うものとして位置づけています。

住民は、地域における福祉課題や生活課題を自らに降りかかるものとしてとらえ、行政や社会福祉施設、事業者、住民諸団体などと協働しながらその解決に取り組んでいくという立場にあります。言い換えると、住民は、なんらかの課題を抱えた「当事者」でありながら、同時に課題を解決していく「主体」でもあるという双方の側面を持っているといえます。

住民が主体となって課題を解決していくには、住民参加の情報提供の充実や、互いに課題を共有し、解決のための目標や活動によってつながり、支えあいを深めていく必要があります。

これまで、地縁を基盤とする区・自治会活動や、問題の解決志向をもったボランティア活動が地域福祉の核に位置づけられてきました。

これら既存の活動を地域福祉推進の活動として充実を図ると共に、地域での活動を推進していく新たな担い手や、地域の活動がより実践的に展開されるように住民活動を支援する専門的な技術や知識を持った人材の養成も欠かすことはできません。

以上の立場から、基本方針の第3において、地域福祉の推進体制を形成し、地域福祉に関する活動への「住民参加」の促進を支援します。具体的には、以下の4つを施策の柱とします。

- (1) 住民参加のための情報が入手しやすくなるよう情報提供の充実を図ります。
- (2) クラス^注別の生活課題に即した地域活動の支援を図ります。
- (3) 住民などの意識の向上と主体的な参加の促進に努めます。
- (4) 地域福祉を担う人材の養成に努めます。

【基本方針4】

地域福祉活動の基盤強化 を促進します。

以上3つの基本方針を実現していくための「地域福祉活動の基盤強化」を第4の基本方針として掲げ、具体的に以下の3点を施策の柱として実施していきます。

- (1) 地域福祉を推進していく活動の拠点となる施設や機関を整備します。
- (2) ユニバーサルデザインの普及促進に努めます。
- (3) 横断的な組織の設置など、地域福祉に関する体制の整備に努めます。

注)クラス:本計画では、年齢や性、職業、家族類型、障がいなどある特定の課題や属性を共有する住民階層をいう。

(資料編P3参照)

【基本理念】

共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくり

【基本理念を実現するための4つの基本方針】

1 住民が福祉サービスを利用しやすくするための「地域福祉システムの整備」を促進します。

- (1) 福祉サービス利用のための相談・情報支援体制の整備
- (2) 福祉サービスの質の評価と向上
- (3) 人権尊重と権利保障・権利擁護体制の整備

2 「健康福祉のネットワーク」を形成し、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を支援します。

- (1) 事業の健全な発達
- (2) 「健康福祉ネットワークの形成」と生活関連分野との連携方策

3 地域福祉の推進体制を形成し、地域福祉に関する活動への「住民参加」の促進を支援します。

- (1) 住民参加のための情報を入手するための支援
- (2) クラス別生活課題の支援
- (3) 住民などの意識の向上と主体的参加の促進
- (4) 地域福祉を担う人材養成

4 「地域福祉活動の基盤強化」を促進します。

- (1) 活動の拠点を確保するための方策
- (2) ユニバーサルデザインの普及促進
- (3) 横断的な組織の設置など地域福祉に関する体制の整備

第4章

基本方針と地域福祉施策や 活動の展開

第4章 基本方針と地域福祉施策や活動の展開

本章では、第3章で示した4つの基本方針に基づいて、具体的な施策や活動の体系化を行っています。その内容は、第2章の各種調査や懇談会を通じて得られた住民の生活課題や福祉ニーズを可能な限り受けとめて、取り組むべき地域福祉施策や活動として整理しています。そのため、施策の抽象度や具体化のレベルに違いがあったり、今後市や市社協内部で調整していく必要のあるものも含まれています。

したがって、本章で掲げた施策と活動は、計画期間内の実現をめざし、今後、関係機関や他の個別計画とも調整を図りながら進めるべき課題として位置づけます。

なお、これらの施策と活動の中で、特に重視して取り組む項目については、重点プランとして次章に掲げます。

1 地域福祉システムの整備

【基本方針1】住民が福祉サービスを利用しやすくするための「地域福祉システムの整備」を促進します。

福祉制度やサービスの利用の利便性や効果を高めていくために、情報受発信や広報啓発、各種相談事業を充実させます。ネットワークや住民の身近な地域での支援のあり方など地域福祉システムの整備と展開方向について、以下の項目の施策と活動を計画し、具体化を図ります。

(1) 福祉サービス利用のための相談・情報支援体制の整備

- ① どんな相談にも応じられる総合相談のネットワークを構築していきます。
【参考例】相談所間連絡調整会議
【中心的な推進主体】市
- ② 日頃の生活の困りごとについて、身近な場所で相談ができる体制をつくっていきます。
【参考例】民生委員児童委員による相談、障害者相談支援事業
【中心的な推進主体】市社協
- ③ 高齢者・障がい者とその家族など、当事者同士の相談ができる体制をつくっていきます。
【参考例】当事者相談
【中心的な推進主体】市社協

- ④ いつでもどこでもだれでも必要なときに福祉に関する情報が提供されるしくみをつくっていきます。
【推進主体】市、市社協

(2) 福祉サービスの質の評価と向上

- ⑤ 福祉サービスの質の向上を図るために、事業者への第三者による評価を普及していきます。
【参考例】第三者評価事業
【中心的な推進主体】市
- ⑥ 苦情対応窓口の周知を図り、利用者の窓口活用を推進していきます。
【中心的な推進主体】市
- ⑦ 定期的・継続的なニーズ調査を行い、地域における福祉課題や潜在的ニーズを把握していきます。
【参考例】ニーズ実態把握調査
【中心的な推進主体】市、市社協

(3) 人権尊重と権利保障・権利擁護体制の整備

- ⑧ 成年後見制度の普及啓発をし、利用しやすい体制をつくっていきます。
【参考例】福祉後見サポートの充実
【中心的な推進主体】市
- ⑨ 権利保障・権利擁護の地域福祉システムの充実を図っていきます。
【参考例】地域福祉権利擁護事業
【中心的な推進主体】市、市社協
- ⑩ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用にまでは至らない日常生活に不安がある人に対して、近隣の支えで安心して地域生活を送れる支援体制をつくっていきます。
【参考例】見守りネットワーク・支援事業
【中心的な推進主体】市社協

2 健康福祉のネットワーク

【基本方針 2】「健康福祉のネットワーク」を形成し、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を支援します。

住民の生活課題やニーズに対応して、「健康福祉ネットワーク」を形成していきます。

また、地域における社会福祉を目的として事業を行う事業者が、ネットワークを広げて地域福祉の推進団体としての役割と機能を発揮し得るよう支援していきます。事業者の健全な発達を促進していくため、以下の項目の施策と活動を計画し、具体化を図ります。

(1) 事業の健全な発達

- ① 地域福祉に関する事業者の育成を図り、必要なサービスを整備します。
【中心的な推進主体】市
- ② 事業者の専門的サービスと住民の地域福祉活動が連携できるしくみをつくっていきます。
【参考例】地域福祉関連のネットワーク組織の設置
【中心的な推進主体】市社協

(2) 「健康福祉ネットワークの形成」と生活関連分野との連携方策

- ③ 健康福祉のネットワークの形成を通じて、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供の体制と地域の見守りと支え合いを一体化させたネットワークをつくっていきます。
【参考例】ご近所福祉ネットワークの形成
【中心的な推進主体】市
- ④ 要介護者のいる家族を総合的に支援していきます。
【中心的な推進主体】市
- ⑤ 働く男性、働く女性のために、保育・家事・介護サービス等の充実を図ります。
【参考例】ファミリーサポートセンター事業、延長保育
【中心的な推進主体】市
- ⑥ 交通手段を確保しにくい人を対象に、通院や買い物などをするための生活支援について、当事者や地域とともにすすめていきます。
【参考例】福祉有償移送運営協議会、福祉タクシー、コミュニティバス、ボランティアによる移送サービス、移送サービス業務、障害者移動支援事業
【中心的な推進主体】市

3 住民参加

【基本方針3】地域福祉の推進体制を形成し、地域福祉に関する活動への「住民参加」の促進を支援します。

本計画を実現可能なものにするためには、計画の策定や実践、評価など計画のあらゆるプロセスにおいて、住民参加が形式的なものでなく実際に伴っているかどうかにかかっています。住民参加を促進させるために、市は条件や環境の整備を行い、市社協は住民同士の豊かな関係づくりを推進していきます。

身近な地域における活動と支援の拠点整備、地域福祉を担う人材養成、住民主体の地域福祉活動プログラムの展開として、以下の項目の施策と活動を計画し、具体化を図ります。

(1) 住民参加のための情報を入手するための支援

- ① 地域住民やボランティア団体、NPOなどの広報紙の発行を支援していきます。
【参考例】広報紙作成講座の開催
【中心的な推進主体】市社協
- ② ボランティア活動への参加を促すための情報提供の充実を図っていきます。
【参考例】ボランティアセンター事業、広報紙やホームページの活用
【中心的な推進主体】市社協
- ③ 高齢者、子ども、障がい者などの参加を促すための情報提供の充実を図っていきます。
【参考例】広報紙やホームページの活用
【中心的な推進主体】市、市社協
- ④ アパート・マンション、開発地域、自治会未加入世帯などの中で、住民同士の交流が少ない地域に対しての広報活動や情報の提供を工夫していきます。
【参考例】広報紙やホームページの活用
【中心的な推進主体】市、市社協

(2) クラス別生活課題の支援

- ⑤ 子どもの安全が守られる地域づくりを推進していきます。
【参考例】登下校時の見守り活動
【中心的な推進主体】市、市社協
- ⑥ 子育て家庭が孤立しないよう、ネットワークや地域との関係づくりを支援します。
【参考例】子育てサロン、子育て支援ネットワーク
【中心的な推進主体】市、市社協

- ⑦ 高齢者が身近な地域で安心して暮らしていけるよう、日常的に生活支援を行うネットワーク活動を支援していきます。
【参考例】見守り・支援活動
【中心的な推進主体】市社協
- ⑧ 障がいのある人もない人も当たり前で交流し暮らしていける地域づくりを推進していきます。
【中心的な推進主体】市、市社協
- ⑨ 同和問題について正しく理解されるよう、教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談体制の充実を図っていきます。
【中心的な推進主体】市
- ⑩ 外国人が地域の一員として地域活動に参加できるよう、総合的に支援していきます。
【参考例】外国語による情報提供、外国人のための相談体制
【中心的な推進主体】市
- ⑪ 定年退職者、とりわけ団塊の世代が地域福祉推進の新たな担い手として活躍できるよう支援していきます。
【中心的な推進主体】市社協
- ⑫ 若者の地域活動やボランティア活動への参加を促進していきます。
【中心的な推進主体】市社協
- ⑬ 子どもから高齢者までさまざまな世代の人が交流できる機会をつくっていきます。
【参考例】世代間交流事業
【中心的な推進主体】市社協

(3) 住民などの意識の向上と主体的参加の促進

- ⑭ 住民参加による地域福祉活動が展開されるよう、市、旧5町、23学区、199区・自治会といった圏域をふまえた組織・体制を整えていきます。
【参考例】地域福祉協議会、健康福祉会（ご近所福祉会など）
【中心的な推進主体】市社協
- ⑮ 地域での健康づくりと福祉活動を推進するために、区・自治会単位で担い手を養成していきます。
【参考例】ご近所福祉サポーター
【中心的な推進主体】市、市社協
- ⑯ 旧5町、199区・自治会などの地域福祉推進組織におけるご近所福祉活動計画づくりを

推進、支援していきます。

【参考例】ご近所福祉活動計画

【中心的な推進主体】市社協

- ⑰ 小地域福祉活動拠点づくりの具体的手段として、ふれあいいきいきサロンを位置づけ、重点的に推進していきます。

【中心的な推進主体】市社協

- ⑱ 住民同士が地域福祉について考え語り合う機会を数多くつくっていきます。

【参考例】ご近所福祉懇談会の開催、地域福祉大会の開催

【中心的な推進主体】市社協

- ⑲ 社会福祉を目的とする事業所をはじめ、地域やボランティア団体、NPOなどのネットワーク組織づくりを推進していきます。

【参考例】地域福祉関連のネットワーク組織の設置

【中心的な推進主体】市、市社協

- ⑳ ボランティアニーズに対応した活動メニューを充実します。

【参考例】ボランティアセンター事業

【中心的な推進主体】市社協

- ㉑ 自主防災・防犯活動の推進を支援していきます。

【参考例】災害避難訓練の定期実施

【中心的な推進主体】市、市社協

- ㉒ 災害発生時に、地域のあらゆる人たちの参加によって救援活動が展開できる体制をつくっていきます。

【参考例】災害救援ネットワーク事業、災害避難マニュアルの作成、災害時避難マップの作成

【中心的な推進主体】市

- ㉓ 地域や学校、施設、団体が一体となった福祉教育・福祉学習を推進します。

【参考例】福祉教育プログラムの開発

【中心的な推進主体】市、市社協

- ㉔ 支援を必要とする人の当事者組織の育成強化や自立を支援していきます。

【参考例】家族の会の組織化と活動支援、リーダー養成研修

【中心的な推進主体】市社協

(4) 地域福祉を担う人材養成

- ⑳ 地域福祉を担う人材を養成するために、生涯学習との連携を検討していきます。
【参考例】福祉講座の開催
【中心的な推進主体】市、市社協

- ㉑ 地域のボランティア活動や地域福祉活動がより実践的に展開されるように、専門的な知識や技術を持った人材を養成していきます。
【参考例】ボランティアコーディネーターの養成、地域福祉コーディネーターの養成
【中心的な推進主体】市、市社協

- ㉒ 高齢者・障がい者とその家族など、当事者同士の相談活動を支援する専門的な知識や技術を持った人材を養成していきます。
【参考例】当事者相談員の養成
【中心的な推進主体】市

- ㉓ 旧5町に設置された地域福祉活動の推進支援の拠点施設内に、地域全体の福祉を支援する専門職員を配置していきます。
【参考例】ご近所福祉コーディネーターの配置
【中心的な推進主体】市

- ㉔ 住民の身近な相談・支援者として、より地域に密着した地域福祉活動にあたるよう、民生委員児童委員の研修を強化していきます。
【参考例】テーマ別研修、地域別研修
【中心的な推進主体】市

4 地域福祉活動の基盤強化

【基本方針4】「地域福祉活動の基盤強化」を促進します。

地域福祉を推進していくために、地域福祉に関係する「人・物・情報・金」という基盤強化の整備と展開について、以下の項目の施策と活動を計画し、具体化を図ります。

(1) 活動の拠点を確保するための方策

- ① 全市と旧5町に、市・市社協および市民活動の協働や地域福祉活動を推進支援する拠点施設を整備していきます。
【参考例】市民活動・ボランアセンター、地域福祉活動センター地域市民センター
【中心的な推進主体】市
 - ② 全市と旧5町に設置された地域福祉活動の推進支援の拠点施設内にボランティアセンターを併設し、ボランティア活動に対する理解や市民参加の促進、ネットワークづくり、活動のための環境整備などの総合的な取り組みを推進していきます。
【参考例】ボランティアセンター
【中心的な推進主体】市社協
 - ③ 199区・自治会の拠点について、地域福祉の推進拠点にふさわしい施設となるよう整備充実を図っていきます。
【参考例】区・自治会集会所、コミュニティセンター、隣保館、教育集会所
【中心的な推進主体】市
 - ④ 市内の福祉施設がボランティアコーディネーターや地域福祉コーディネーターの役割を發揮できるよう、機能の高度化を図ります。
【中心的な推進主体】市
 - ⑤ 市内の公的施設を住民が健康づくりや地域福祉のために集い、学び、活動する住民参加の拠点として可能な限り活用していくことを検討し、充実を図っていきます。
【参考例】市内の公的施設〈例〉小・中学校や幼稚園、保育園、図書館、公民館、コミュニティセンター、隣保館、教育集会所、運動場、体育館、公園など
【中心的な推進主体】市
- #### (2) ユニバーサルデザインの普及促進
- ⑥ 道路や公共施設、駅、商業施設などの人が集まる場所のユニバーサルデザインの考え方に立った改修や整備を進めていきます。
【中心的な推進主体】市

- ⑦ ユニバーサルデザインの普及啓発や施策の検討を行うための推進組織を設置していきます。

【参考例】ユニバーサルデザイン推進協議会(仮称)の設置

【中心的な推進主体】市

(3) 横断的な組織の設置など地域福祉に関する体制の整備

- ⑧ 専門分化した縦割り行政の弊害を是正するために、市内部の各部局横断的な組織を活用するほか、市以外の各種行政機関とも連携し、地域福祉施策の総合推進調整機能を発揮していきます。

【参考例】市次長級幹事会などの活用、各種行政機関との連絡調整

【中心的な推進主体】市

- ⑨ 市社協を地域福祉の推進主体として位置づけ、その組織・財政・事業の抜本的強化を図っていきます。

【中心的な推進主体】市

- ⑩ 本計画を推進していくために、計画の策定にかかわったメンバーを中心にした委員会を設置し、改めて組織化していきます。また、広報・啓発活動の充実を図ります。

【参考例】地域福祉推進計画推進委員会の設置、広報紙やホームページによる広報・啓発、地域福祉大会の開催

【中心的な推進主体】市、市社協

第5章

重点プラン

第5章 重点プラン

これまで掲げた 55 の施策の中から、当面の政策課題として特に重要と思われるものを重点プランとして選び出し、具体的な施策の内容や展開の方向を示します。

またそれぞれの施策については、平成20年度に実施計画をつくり、毎年度見直しを行ってきました。その成果を今回の中間見直しにおいても反映させていきます。

1 福祉サービスの利用と相談・情報提供体制の整備

(1) 総合的な相談・情報提供体制の整備

① 各種相談への素早い対応

福祉サービス利用にかかる相談体制については、高齢者や障がい者、子ども等分野別にサービスが異なるため、相談窓口もそれぞれ分かれています。ところが、抱えている問題を解消するためのサービスを希望する住民にとっては、どこにどのように相談をもちかけてよいのか、不安になることが少なくありません。そのため各相談窓口で相談を受けた場合に、素早い対応が可能となるよう関係部署の連携を強化するとともに各種相談員間の連携も密にしていきます

② 多様な相談に対応できる職員の資質の向上と連携の強化

地域市民センターや公民館、地域総合センターなどにおいて、多様な相談を受けることができるように、職員と関係機関との連携をさらに深めていきます。

③ 市社協における相談体制の充実

市社協においても、総合的な福祉相談・情報提供窓口として、各町の地域福祉活動センターにおける相談窓口の充実を図ります。現在、個々の課題への対応はできていますが、相談内容に踏み込んだ課題の解決を組織的に行えるようにしていくことをめざします。

(2) 情報基盤整備の取り組みと地域福祉

平成 24 年度から、市は水口、信楽町、平成 25 年度から土山、甲賀、甲南町において地域情報基盤整備事業に取り組むこととしています。ケーブルテレビや音声告知さらにはインターネットが活用できる地域情報網整備の役割や効果は多方面に及びますが、地域福祉の推進と関連してどのような活用が可能となるか、今後検討していく必要があります。

医療機関と結んだ在宅医療・介護の推進、見守り活動、買い物支援、生活情報の提供など、市民のニーズに合わせてその具体化を検討していきます。

【地域情報化基盤整備事業】

市民お一人おひとりの生活形態の中で、情報弱者と呼ばれる方々まで、広く分け隔てなく行政情報等を提供するため、インターネットはもとより、身近で操作も簡単なテレビを活用し、高齢者等の見守りサービス、買い物支援サービス、不審者情報提供、災害時の河川監視システム、地域コミュニティ情報共有サービス、広報紙の電子閲覧など、きめ細かい行政情報サービスの提供をめざしています。

(3) 情報のユニバーサル化の推進

いつでもどこでも、だれでも必要なときに、福祉をはじめとするさまざまな暮らしに関する情報の提供を受けることができるように、情報のユニバーサル化を推進します。

(4) 身近な場所での相談・情報提供体制の充実

自分たちの地域で、日々生活をしていくなかで、様々な課題が生じた場合に、できるだけ早く効率的に解決していくために、身近な場所で相談や情報提供を受けられる体制を整備していく必要があります。

地域で活動されている民生委員児童委員や身体障害者相談員及び知的障害者相談員の連携による相談体制の充実をはかるとともに、身近な相談場所や体制

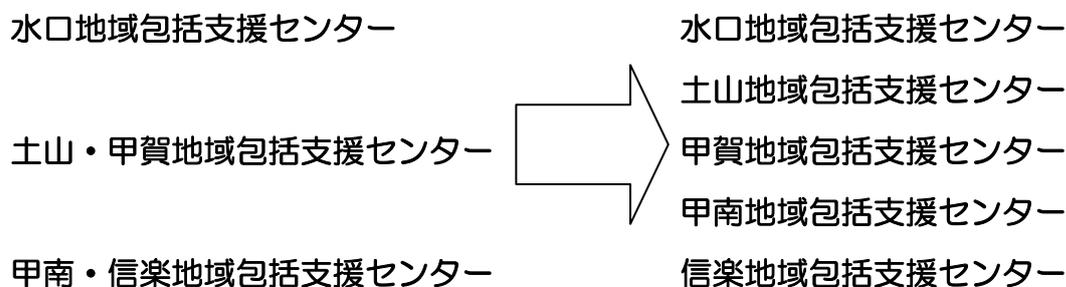
の整備を進めます。また、高齢者や障がい者やその家族など当事者同士の情報提供ならびに福祉サービスの利用を支援するためのピアサポート^{注)}制度の導入をはかります。

注) ピアサポート 一般に「同じような立場にある人のサポート」という意味で用いられる。

(5) 地域包括支援センターの充実

第5期甲賀市介護保険事業計画では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まいや生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を日常生活圏域（中学校区の単位）ごとに実現していくことにしています。その推進役として地域包括支援センターの役割が重要であり、平成24年度から現在の3か所を5か所に増やしていくことにしています。

こうした体制の充実の下で高齢者の心身の状況や生活など様々な相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関や制度の利用につなげていきます。また、地域の関係者とのネットワークの構築を図り、地域住民に身近な地域で、地域に即した事業展開を行い、今後も高齢者の様々な相談に対応できるよう職員の質の向上と体制強化を図ります。



【1 福祉サービスの利用と相談・情報提供体制の整備の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 総合的な相談・情報提供体制の整備					
<ul style="list-style-type: none"> 関係する相談窓口の連携体制の確立 当面相談員の顔合わせ的な会議を開催する 社協の課題として、市民の暮らしに関わる全ての相談（福祉なんでも相談事業）を受け、関係機関と連携をはかり、当事者自身による、問題の解決を支援する。相談内容に踏み込んだ課題の解決を組織的に行えるようにしていくことをめざす 市民が法律について相談できる場として、弁護士無料相談事業の継続及び充実につとめる 障害者相談窓口支援体制の強化のため、地域自立支援協議会の活動を強化するとともに、相談支援事業所の充実・拡充につとめる 児童虐待防止のため、児童家庭相談室の相談体制の充実をはかるとともに、関係機関とのネットワークを強化する 地域子育てセンターにおける子育てに関する相談窓口体制の充実をはかる 	●	●	●	●	★
	○	◎	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
(2) 情報基盤整備の取り組みと地域福祉					
<ul style="list-style-type: none"> 市として進めている情報基盤整備に関して、地域福祉の推進にどのような役割を果たすか、積極的に検討する 	○	○			
(3) 情報のユニバーサル化の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ホームページの福祉サービス情報や福祉関連情報内容の充実につとめる 地域自立支援協議会のホームページに障がい福祉に関する施策や相談支援などの情報提供や内容の充実につとめる 誰もがさまざまな情報を受けられることができるように、「情報拠点施設」の整備について検討する 	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
(4) 身近な場所での相談・情報提供体制の充実					
<ul style="list-style-type: none"> ボランティアグループによる、音訳活動の充実のため支援をする 障がい者居住サポート事業に取り組み、居住支援コーディネーターを設置し、障がい者が地域で暮していくため、関係機関と連携して24時間サポートする 	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける高齢者総合相談体制を拡充する ・民生委員児童委員による「心配相談事業」は、市民ニーズに則して地域における相談事業として充実をはかる ・健康福祉協議会による、地域での相談事業の検討をすすめる ・高齢者や障がい者などが、情報化社会に対応できるよう、その支援ができる人材の養成事業を検討する 	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	○	◎	☆	●	●
	○	◎	☆	●	●
(5) 地域包括支援センターの充実					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを日常生活圏域（中学校区）ごとに設置していく ・地域包括ケアの形成の中心的な役割を果たしていくようにする ・職員の専門性の向上と体制強化を図る 	★	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●

2 権利保障・権利擁護の地域福祉システムの推進

(1) 成年後見制度の普及啓発と利用しやすい体制の整備

高齢者や障がい者の中には、認知症や障がいにより判断能力が低くなり、地域社会で犯罪や不利益を被る場合があります、そのような被害から守ることを目的に成年後見制度があります。この制度を活用することによって、不動産や預貯金などの財産管理や各種の契約が安全に行えるようになります。

今後、成年後見を必要とする人の増加が予想される中で、制度利用にかかる金銭的な負担や後見人となる人材の不足などが課題となることから、制度の周知をはかる一方、利用しやすい体制づくりについて検討を重ねていきます。

・成年後見制度の普及と後見人の養成

今後も制度の普及を図り、特に後見人の養成に力を入れる必要があります。

・成年後見センターの設置の検討

同制度の普及啓発を図り、利用しやすい体制をつくっていくために、本市において「成年後見センター」の設置について現在検討会を開催しています。

(2) 地域福祉権利擁護事業の推進

成年後見制度を利用するまでは至らないけれども、判断能力が低下したために福祉サービスの利用手続きができなかったり、日常の金銭や財産の管理ができなかったりする人は少なくありません。市社協が行う地域福祉権利擁護事業は、このような人々の日常的な相談業務や金銭の出納管理、印鑑の保管まで、その内容はますます多様化しており、今後も引き続き、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、この地域福祉権利擁護事業をさらに推進していく必要があることから、事業体制の強化や利用にかかる周知に努めます。

今後ますます増加すると考えられるニーズに対応するため、さらなる生活支

援員の確保と、適正な支援を図るための養成研修や支援体制の強化が必要となっています。

(3) 日常的な見守りや地域での支え

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実や利用促進とともに、日常生活に不安がありながらも、これらの制度などの利用に至らない人に対する支援も必要です。ところが、これらの人々からのメッセージは周囲に届きにくいことから、ともすれば地域社会から阻害や孤立する問題があります。

このような人々が安心して生活が送れるようにするには、行政や市社協、社会福祉法人等の専門職だけでなく住民による日常的な見守りなど地域での支えが必要であることから、健康福祉会（ご近所福祉会など）や地域福祉協議会、区・自治会、自治振興会などと連携をはかりながら、地域に密着した支援体制を構築していきます。

【2権利保障・権利擁護の地域福祉システムの推進の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 成年後見制度の普及と利用しやすい体制の整備					
・成年後見制度の普及啓発をすすめる	●	●	●	●	●
・成年後見人の養成講座を実施する	◎	★	●	●	●
・「成年後見センター」の設置をめざす	○	○	★		
(2) 地域権利擁護事業の推進					
・自立生活支援専門員及び生活支援員の研修や情報交換の場を増やす	●	●	●	●	●
・各活動センターとの連携を密にしていくため日頃の連携や担当者会議を開催する	●	●	●	●	●
(3) 日常적인見守りや地域での支え					
・地域におけるこどもの安全確保のため地域安全指導委員の活動を推進する	●	●	●	●	●
・こどもたちの登下校の安全確保のため、地域におけるスクールガードなどの自主的な活動を支援する	●	●	●	●	●
・地域での見守り体制の確立のため、高齢者見守りネットワーク事業体制をすすめる	●	●	●	●	●
・地域において見守り支えあいが行えるよう、支援を必要としている人を中心として、ネットワークづくりを推進する	●	●	●	●	●
・高齢者や要援護者の日常の見守りとして、水道メーターなどと連動した緊急通報サービスや安否確認サービス等のネットワークづくりを検討する	○	○	◎	★	●

3 地域健康福祉推進組織の組織化

(1) 地域健康福祉活動とご近所福祉活動

地域における健康づくりと地域福祉活動を一体のものとしてとらえ、地域健康福祉活動を推進します。

本市の「健康こうか21計画」では、健康づくりを市民的な活動として展開していくことが盛り込まれており、地域住民が福祉活動とならんで健康づくりについても主体的に参加することが求められています。これまでは健康と福祉の施策がそれぞれ独立して進められる場合が多かったのですが、本来、健康づくりと地域福祉活動は、地域住民の中では一体のものであり、総合的な施策として展開していきます。

中間見直しにあたって、健康福祉活動はより親しみ安い「ご近所福祉活動」とよばれるところも多くなっていることを考慮し、健康福祉活動はご近所福祉活動と同義ととらえることにします。さらにご近所福祉の定義として、地域の見守りと支えあいの取り組みを追加します。

先の区、自治会アンケート考察の中でも述べたとおり、人口や世帯をはじめ各種統計資料は住所別となり、区、自治会単位とは整合性がとれない地区があることが課題です。今後市と地域が協働でご近所福祉に取り組むにあたっては改善が必要であり今後検討していきます。

(2) 組単位のご近所福祉活動推進

本計画において設定した圏域の第1層は組です。安心生活創造事業における学区別連絡会議での話し合いの中でも、毎日の生活の中で互いに顔を合わせ声を掛け合い見守るご近所の関係作りの大切さや、希薄になりつつある実態が課題とされました。また竜法師区のように毎月行われている組の常会をベースにしながら見守りと支え合いのご近所福祉をさらに進めていく事例もあります。

ご近所福祉の最終の単位はやはり組であり、そうした中での住民同士の関係をより強化できるように推進や支援を行います。

(3) 各区・自治会単位に「健康福祉社会（ご近所福祉社会など）」を設置

健康福祉のまちづくりを進めるためには、住民同士がお互いに顔の見えるところで親しい関係が形成されることが重要です。「向こう三軒両隣」という意識のもと、隣近所の支えあいを強め、区・自治会単位に地域福祉活動を進めるための「健康福祉社会（ご近所福祉社会など）」の組織化と活動支援に努めます。

(4) 自治振興会と地域福祉協議会の組織・活動の一体化

地域のさまざまな課題を解決するためには、各関係機関や団体の専門職と、健康福祉社会（ご近所福祉社会など）や区・自治会などの地域が協力して取り組むことが重要です。そのため本計画では、ご近所福祉社会の取りまとめや地域課題を解決する住民主体の基盤組織として各地区（小学校区を基本）に地域福祉協議会を設立することを重点プランの一つとして掲げ、これまで計画的な推進に努めてきました。

その一方で市は、平成23年度から小学校区を基本単位とする自治振興会を設置し、その組織化や活動を支援する「新たなコミュニティ施策」を打ち出し、平成23年度末現在ほとんどの地区での組織化が達成されています。

本来地域福祉協議会は、住民のあらゆる生活課題について、住民と関係機関、団体が協働で解決に取り組むことを目的とする住民主体の組織であり、自治振興会と役割が似ています。しかし、地域の中に同じような組織をいくつもつくることは不効率です。

そこで、ご近所福祉など地域福祉の主体的な活動推進やその活動基盤を確立するため、「地域福祉協議会」の名称は残すものの、その組織は自治振興会または自治振興会内の福祉関係部門と一体化を図ることも目標として、地域で検討いただきます。これらの組織は、市の施策として推進するものではありませんが、あくまでも住民自身が地域の実態やニーズに応じて設置し、主体的に活動することを目的としています。そのため「地域福祉協議会」の名称を合わせ付ける

ように進め、自治振興会と地域福祉協議会の一体化を条件としながらも、その組織形態や活動は、一つの型に当てはめるべきものではなく、それぞれ地域性に応じたものになると考え、推進や支援を行います。

また、これらの組織の全市での連携や協働を進めるための「甲賀市地域福祉協議会連絡会」(仮称)の設立をめざします。

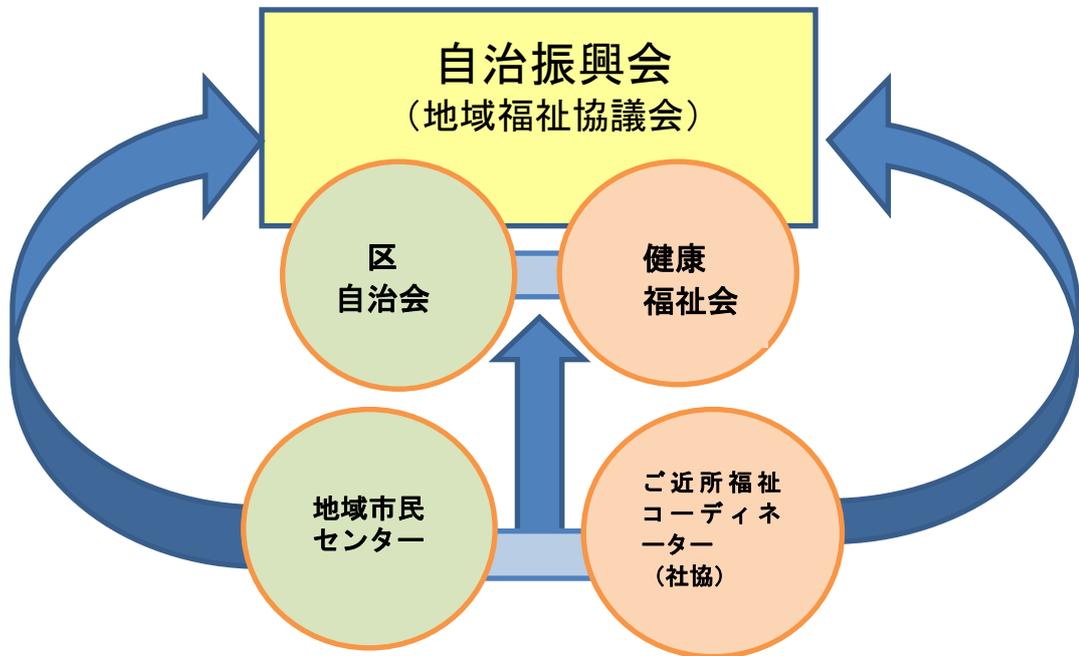
(5) ご近所福祉コーディネーターの設置と地域課題解決の取り組み

安心生活創造事業では、小学校区別に学区別連絡会議を開催し、各区でご近所福祉に取り組むリーダーや市の社会福祉課、包括支援センター、市社協の職員とともに情報交換を行い、地域で取り組むこと、行政や各関係機関・団体に働きかけることなどについて整理し、解決に向けた会議の開催や仕組みづくりを検討してきました。

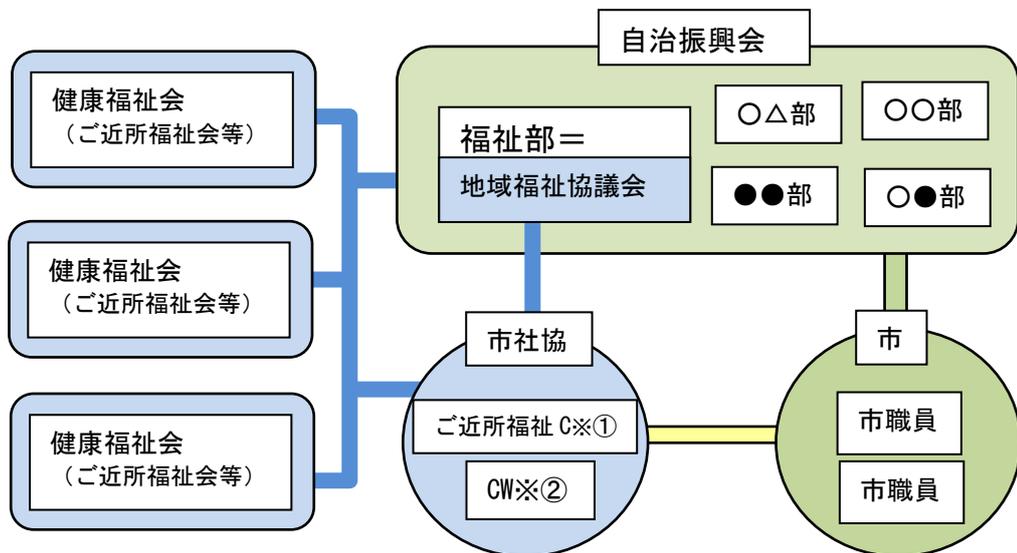
市内199の区を基本単位とすることでご近所福祉会の取り組みから出てきた課題を、住民や関係機関・団体、行政が協働で解決する場が市内23地区への設置を目標とする地域福祉協議会です。

これらご近所福祉会や地域福祉協議会の活動を推進・支援するため、ご近所福祉コーディネーター(市社協職員)を各町に設置し、自治振興会を支援する市の地域市民センター職員とともに努めます。

図表 5-1 ご近所福祉関係図



図表 5-2 コミュニティ支援に関する市と市社協の協力関係



※① **ご近所福祉コーディネーター**＝個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践を行う職種

※② **CW (コミュニティワーカー)**＝地域において生活上の課題を抱える地域における福祉問題を、住民の主体的な参加により解決されるよう、調査、住民組織と関係機関とのネットワーク、社会資源の開発、情報提供などの一連の支援を行う地域福祉の援助活動を行う職種

（6）ご近所福祉活動者の育成

地域福祉活動を進めるには、地域住民一人ひとりが健康と福祉への意識を高め、地域における福祉活動に参加を勧めるための人材が必要です。これらの人材を養成するため、継続したご近所福祉活動の推進に必要な研修会を開催します。

研修会は、地域の役職にかかわらず、誰でも受講できるものとし、その研修会の内容については、住民の暮らしに関わる保健・医療・福祉・生涯学習・環境など健康や福祉に関わらず幅広いものを、関係機関が連携をとりながら行ないます。

また、市や市社協では年間を通じてご近所福祉研修を開催して、地域の福祉の担い手の育成に努めます。

【3地域健康福祉推進組織の推進と組織化の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 健康福祉活動とご近所福祉活動					
・本市の地域福祉活動を健康福祉活動としてその普及を図る	●	●	●	●	●
・当面、ご近所福祉活動と同義としてその普及を図る	●	●	●	●	●
・健康推進員としての活動を生かした地域福祉活動をすすめる	●	●	●	●	●
・人口、世帯などの統計資料が区・自治会別に出せるように改善する	○	○	◎	★	●
(2) 組単位のご近所福祉活動推進					
・組単位で見守りと支え合いが行われるように推進・支援する	●	●	●	●	●
(3) 健康福祉会（ご近所福祉会など）の設置					
・各区・自治会を基本単位に支えあいの小地域福祉活動を推進するとともに、健康福祉会（ご近所福祉会など）の設立を進める	●	●	●	●	●
・健康福祉会（ご近所福祉会など）における、ご近所福祉活動や組織運営を支援する	●	●	●	●	●
(4) 小学校区を基本とする自治振興会と地域福祉協議会の組織・活動の一体化					
・各地区（小学校区を基本）に「○○地域福祉協議会」が設立できるよう支援する	●	●	●	●	●
・甲賀市全域での健康福祉会活動の情報交換などをするための「甲賀市地域福祉協議会連絡会」【仮称】の設立について支援する	○	◎	★	●	●
(5) ご近所福祉コーディネーターの設置と地域課題解決の取り組み					
・ご近所福祉コーディネーター（市社協職員）を各町ごとに設置し、地域市民センター職員とともに地域福祉協議会・自治振興会組織や活動を推進・支援する	○	○	◎	★	●
(6) ご近所福祉活動者の育成					
・市民の誰もが参加することのできるご近所福祉活動者の研修会を開催する	●	●	●	●	●

4 ふれあいいいきいきサロン活動の推進

「住み慣れた地域で、いつまでも豊かに暮らしたい」。そう願うすべての人の思いをかなえるためには「みんなで支えあうまちづくり」が必要です。そうしたまちづくりのために、住民が主体的に参加して、身近な地域で日常的にあたたかな交流を行い、生きがいの場やつどいの場をつくる活動の一つとして「ふれあいいいきいきサロン活動」があります。この活動を通じて、自分が住む地域のまちづくりへの夢を語り、共感の輪を広げ、地域の課題は自分の課題であり、また自分の課題は地域の課題でもあると気づくきっかけにもつながります。

ここで言う住民とは、支援者と要支援者すべてを対象にしたものであり、お互いが対等な立場の中で支えあう双方向の関係や、要支援者であっても支援者となり得るような関係性や配慮こそサロン活動には重要です。

本市では、高齢者をはじめ、子ども、子育てをする人、障がい児者、介護者、ボランティアなどを対象にさまざまなかたちでサロン活動が行われており、市内163か所（平成23年12月現在）で開かれています。

こうした「ふれあいいいきいきサロン活動」を地域のボランティアや関係者が主体的に取り組むご近所福祉活動の重点活動として「みんなで支えあうまちづくり」「身近な地域での拠点づくり」そのものと位置づけ、積極的に推進・支援していきます。

(1) いつでも、だれでも参加できるサロンづくり

地域における健康づくりや地域福祉活動を進めるためには、年代や立場を超えて、だれもが気楽に参加できる場の確保が必要です。仲間づくりや悩みが相談できるふれあいの場として、気楽にだれもが参加できるサロンづくりを進めます。

対象者を限定しない総合的なサロンや参加者が自由に選ぶことができるような多様なサロンづくりをめざすとともに、その開催回数や活動内容の充実について支援をします。

(2) さまざまな形・内容のサロンづくり

地域では、すでに様々な形態のサロン活動が展開されていますが、その対象者や活動内容もさまざまです。また、運営主体についても、ボランティアであったり、参加者自身であったり、また、スタッフや参加者の区別なく取り組むような運営など、さまざまなサロン活動を進めるとともに、地域の集会所や区公民館などを活用することについて、地域の「健康福祉会（ご近所福祉会など）」や区・自治会などと連携をとりながら進めていきます。

(3) サロンのネットワークづくり

サロン活動がさまざまなところで展開されてくると、仲間同士の情報交換や学習活動などのネットワークの構築が必要になってきます。サロン活動のボランティアについても、サロンの運営や方法について、その悩みや思いなどの意見交換や情報交換ができるような場所の確保も必要です。サロン活動のネットワーク化を推進するとともに、サロン活動に参加されたボランティアのみなさんの活動支援に努めます。

(4) サロン活動からのひろがり

サロン活動を通じて、いろいろな福祉課題が明らかになる一方、サロン活動に伴う課題も明らかになります。それらの課題に対して、地域が一体となって解決に向けて取り組むことで、自分たちの地域を知る学習活動や調査活動が生まれたり、子どもから高齢者までの幅広い見守り活動や相談活動などが展開したりするなど、身近な地域において、ふれあい、支えあいの関係が大きく広がっていきます。

【4ふれあいいきいきサロン活動の推進の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) いつでも、だれでも参加できるサロンづくり					
・ふれあいいきいきサロン活動の助成のあり方について再検討する	○	★	●	●	●
・サロンを支援する職員のスキルアップとサロンスタッフ研修を開催する	●	●	●	●	●
(2) さまざまな形・内容のサロンづくり					
・地域総合センターなどの施設において、高齢者の生きがいサロン活動の推進をはかる	●	●	●	●	●
・地域総合センターなどの施設において、デイサービス事業の充実をはかり、サロン活動との連携をすすめる	●	●	●	●	●
(3) サロンのネットワークづくり					
・サロン活動のネットワークづくりをすすめる	●	●	●	●	●
(4) サロン活動からのひろがり					
・サロン活動を通して、学習や調査など活動の広がりが図れるよう支援する	●	●	●	●	●

5 生活関連課題への対応

(1) 生活課題解決のプロセス

本計画の各種調査や懇談会を通して、住民の生活に関わるさまざまな課題が明らかになってきました。

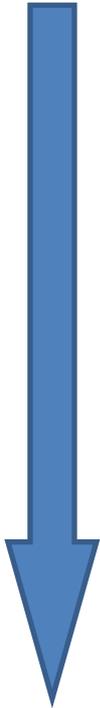
これらの課題は各分野にわたり独立したものではあるものの、住民の生活においてはすべて関連したものであり、地域福祉という総合的な視点をもって解決していかなければなりません。

また、これらの状況からも明らかになってきたのは、全体の傾向としての一貫性はある程度あるものの、地域のニーズや課題は決して一律ではなく、また解決の方法は、地域の実態に応じたものでなければならないということです。

さらに、その解決に向けては、住民自身の主体的な組織や取り組みはもちろんのこと、行政をはじめ各関係機関、団体との協働が必要不可欠です。

そこで、市民センター職員とご近所福祉コーディネーターが連携をとりながらご近所福祉会議の開催を支援し、それぞれの地域のニーズ把握につとめながら、明らかになってきた生活課題の解決にむけ、各機関、団体協働とともに支援が行えるような仕組みやネットワークづくりに努めます。必要に応じて随時、ご近所福祉ネットワーク会議を開催します。

図表 5-3 生活課題への対応



ご近所福祉会議

【主 催】地域福祉協議会（自治振興会）
 【エリア】地域福祉協議会（自治振興会）
 【対 象】地域福祉協議会（自治振興会）・各専門機関団体
 地域市民センター・ご近所福祉コーディネーター
 【内 容】課題テーマごとの住民と市・関係機関団体の協働の場。
 情報交換・研究・研修・協議
 ①各区・自治会の課題や取り組みの検討
 ②小学校区での課題解決に向けた検討

ご近所福祉ネットワーク会議

【主 催】地域市民センター、市関係部局
 ご近所福祉コーディネーター
 【エリア】市・町・地域福祉協議会（自治振興会）
 【対 象】各専門機関団体・地域市民センター
 コミュニティ推進室・ご近所福祉コーディネーター
 【内 容】課題テーマごとの解決に向けた市・関係機関団体の協働の場。情報交換・研究・研修・協議

本計画策定を通して明らかになってきたのは以下の5つの項目です。

(2) 見守りと支えあいのご近所福祉ネットワークづくり

高齢者や障がい者、児童の虐待をはじめ、認知症や寝たきり、不登校やひきこもりなど、現在様々な福祉課題が地域の中に起っています。

これら課題は、各関係機関団体など専門職同士のネットワークと、日常的な見守りと支えあいを行うための地域のネットワークが一体とならなければ解決されません。

これまでのように縦割りにそれぞれの課題別ネットワークをつくるのではなく、ご近所福祉会や地域福祉協議会などを基盤にしながら、地域住民と専門職が一体となってすべての生活課題に対応できるご近所福祉ネットワークづくりを推進・支援します。

(3) 災害時要援護者及び自主防災・防犯活動の支援

人命や財産を守るためには、日頃からの地域における自主防災、防犯活動は大変重要です。「自分たちの地域は自分たちが守る」という自主防災、防犯意識のもと、それぞれの役割分担を定め、地域における自主防災や防犯組織の結成や育成について支援します。

災害時要援護者（高齢者や障がい者、妊婦など歩行や非難が困難な人）を災害が発生した時に救援救出するには、要援護者の状況を常に把握する必要があることから、福祉部局と防災部局が区・自治会などの組織との連携を強化するとともに、要援護者の把握については、住民基本台帳や地図情報などと連携した、災害時要援護者システムの構築をめざします。

また、現在設置されている基本避難所での生活は高齢者や障がい者に配慮された環境ではなく、健康面、精神面に大きな影響を与えるため、高齢者や障がい者の施設と順次協定を結び福祉避難所の設置を推進します。

(4) 生活支援ネットワークづくり

高齢や障がいなどにより生活弱者と言われる住民が、住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、保健や医療、福祉などの関係機関だけでなく、地域社会もその一翼を担い、それぞれにネットワークを設けることにより、地域内に孤立者を出すことなく、安心して地域の中で見守っていくことができます。

これまでのアンケートや懇談会などにより、生活課題として第一にあげられるものは、通院や買い物の支援です。

現在市は、ひとり暮らし高齢者などのために、緊急通報システムの高度化による、より迅速に対応できるためのシステムの導入を検討していきます。また買い物支援や送迎支援を検討していますが、地域による差もあり、行政としての施策には限度があります。

そこで、これら課題を解決するためにも、ご近所福祉会議を地域主体で開催し、行政をはじめ各関係機関、団体との協働により解決できるよう推進・支援に努めます。

(5) 子どもの安全

子どもたちの安全な通学路や遊び場の確保のため、地域における住民参加の取り組みを進めます。健康福祉会、区・自治会、民生委員児童委員や老人クラブなどの団体、学校や保護者などが、協力して地域で子どもたちを守る取り組みを進めていきます。

(6) 外国人の地域参加

国際化の進展にともない、外国人が多く住むことで、生活習慣や文化の違いや、言語の違いによるコミュニケーション不足から、地域におけるトラブルも多くなってきています。

区又は自治会だけでなく、国際交流協会や他の団体との連携をはかりながら、外国人が地域の一員となり、そこに暮らす人々との交流や情報交換や地域福祉活動に参加できるような体制づくりの支援を行います。

【5生活関連課題への対応の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 生活課題解決のプロセス					
・地域福祉協議会および自治振興会活動を支援するため、市と市社協がご近所福祉打ち合わせ会議を開催する	◎	★	●	●	●
・地域福祉協議会および自治振興会が生活課題を解決するために開催するご近所福祉会議を開催するように推進・支援する	○	◎	★	●	●
・ご近所福祉会議などで明らかになり、各関係機関、団体との協働による解決が必要な場合、ご近所福祉ネットワーク会議を開催する	○	◎	★	●	●
(2) 見守りと支えあいのご近所福祉ネットワークづくり					
・地域住民と専門職が一体となって全ての生活課題に対応できるご近所福祉ネットワークづくりを推進・支援する	○	◎	★	●	●
(3) 災害時要援護者及び自主防災・防犯活動の支援					
・自主防災組織の組織化を進める一方、既存組織については、防災訓練など組織の活動が更に活発になるよう支援する	●	●	●	●	●
・災害時要援護者の避難支援のため、災害時要援護者システムの活用を充実させ、自主防災組織などとの連携をはかる	●	●	●	●	●
・災害時要援護者マップを民生委員児童委員	●	●	●	●	●

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
と協力して作成し、自主防災組織などとの情報を共有することをめざす					
(4) 生活支援ネットワークづくり					
<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活創造事業でつくられた外出支援や買い物支援等の生活支援の取り組みを全市的に普及するよう支援する ・より利用しやすいコミュニティバスになるよう運行計画を改訂する ・障がい者や高齢者が利用しやすいよう低床や小型バスの導入をすすめる ・地域生活支援事業として、障がい者が利用しやすいよう移動支援事業を充実させる ・ボランティアやNPOなどによる有償運送事業などの拡充をはかる ・高齢者の通院・買物等に乗車するタクシー等の料金の一部を助成する ・防犯自治会の組織づくりを進め、地域内における防犯活動を支援する 	○	◎	★	●	●
(5) 子どもの安全					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもの安全確保のため地域安全指導委員による活動を推進する ・こどもたちの登下校の安全確保のため、地域におけるスクールガードなどの自主的な活動を支援する ・地域での見守り支えあいネットワーク事業として、子どもの安全や支援を要する人を地域全体で見守りや支えあいをすすめる ・ファミリーサポートセンター事業の拡充につとめ、子育て家庭への支援を強化する 	●	●	●	●	●

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(6) 外国人の地域参加					
・市内在住の外国人を対象とした日本語教室の拡充をはかる	●	●	●	●	●
・市内在住の外国人が地域社会に参加できるよう「外国人地域連絡員」【仮称】を設置する	○	◎	★	●	●
・市内在住の外国人が、地域の一員として地域福祉活動に参加できるよう、健康福祉会活動を支援する	○	◎	★	●	●

6 地域福祉活動の拠点整備

地域福祉活動や住民同士の交流を活性化させ、継続したものとなるためには活動拠点となる場が必要です。特に地域を基盤とする活動を始めようとするときには、その拠点の有無は重要なポイントとなり、気軽に利用できる活動拠点が各地域には不可欠です。

財政状況が厳しい中、既にある社会福祉施設等をはじめ、身近な地域にあるさまざまな既存施設などを拠点施設として積極的に有効活用を図ります。拠点施設の整備や運営については、地域福祉活動拠点整備検討委員会(仮称)を組織し協議していきます。

(1) 各地域での拠点として

地域にある集会所や区公民館などが、「健康福祉会（ご近所福祉会など）」の主な活動場所となり、地域の状況に合った福祉活動が展開できるよう、施設管理者との調整をはかります。

(2) ボランティア等の推進拠点として

さまざまな生活課題を解決するためには、市民全員ボランティア意識を高めることが大切です。現在甲賀市のボランティアセンターでは、学校や地域などを対象にした福祉学習（教育）や、高齢者の生きがい・地域貢献へとつながる福祉講座開催など、幅広い世代を対象にさまざまな内容の啓発や実践に取り組んでいるものの、特定の方の活動になりがちでなかなか広がらないのが実態です。

そこで、ボランティアの裾野をさらに広げることを目的に、甲賀市におけるボランティアをはじめとするあらゆる市民活動を一体的に推進するための市民活動・ボランティアセンターを設置し、団体の活動にかかる支援や活動に関する情報の収集、発信及び提供に努めます。

(3) 総合的な拠点として

本市における、地域福祉活動を支援するために、各町ごとにその拠点となる地域福祉活動センターを設置し、各小学校区を基本単位に設置している地域市民センターと常に連携をとりながら地域支援を行います。また、公民館、地域総合センター、その他の集会施設等の公共施設についても、市民の主体的な福祉活動を支援するため、施設の管理規定の範囲内で、使用することができるものとしします。

【6地域福祉活動の拠点整備の実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 各地域での拠点として					
・各町ごとに地域福祉活動センターを設置する	●	●	●	●	●
・地域の集会所又は区公民館などが、地域福祉活動の拠点となるよう、活動メニューや方法について支援をする	●	●	●	●	●
・地域における集会所や区公民館のバリアフリーを進めるため、改修にかかる財政的な支援を行う	●	●	●	●	●
・ユニバーサルデザインを市内の公共施設や案内標識などへの導入計画などについて検討をすすめる	●	●	●	●	●
(2) 総合的な拠点として					
・甲賀市におけるボランティアをはじめとするあらゆる市民活動を推進するため、甲賀市市民福祉活動センターを設置し、団体の活動にかかる支援や活動に関する情報の収集、発信及び提供に努める	◎	★	●	●	●

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
(3) ボランティア等の推進拠点として					
<ul style="list-style-type: none"> • 総合的な地域福祉活動を展開するために、各地域に活動拠点施設を設け、コミュニティワーカーを設置する • ボランティア活動を推進するために、市民活動・ボランティアセンターにおける活動を充実させる • 公民館類似施設事業推進事業として、地域福祉事業や交流集会に活用する 	●	●	●	●	●

7 計画を推進するために

(1) ご近所福祉懇談会の開催支援

今後も地域福祉活動を推進していくため、健康福祉会（ご近所福祉など）や地域福祉協議会の開催するご近所福祉懇談会を推進・支援し、ともに地域の生活課題の解決に努めます。

(2) 地域福祉施策の総合推進調整機能

地域福祉推進計画は市民の自主的な活動を支援することを主たる目的としているが、計画の実現のためには、市が推進調整の役割を担うことになります。

そのため、同計画の実施計画の策定にかかわった部署が、引き続き、この実施計画の推進や他部署との調整などが必要なことから、庁内の会議などを活用し相互の情報交換につとめるとともに、担当者間による進捗状況の確認や情報交換を行っていきます。

(3) 市社協の地域福祉推進主体への位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけされた「地域福祉を推進する団体」であり、本計画推進のために、市社協が果たす役割は大きいため、「本市における地域福祉推進主体」として明確に位置づけします。

(4) その他の推進課題

① 地域福祉推進計画推進委員会の設置

計画を推進していくために、「地域福祉推進計画推進委員会」を設置します。同委員会は、本計画策定委員会の構成メンバーを中心に、本計画年度当初にあらためて組織することとします。

同委員会の役割は、本計画の進捗状況をチェックし、実状に応じて見直しを行っていくことです。

また、市や市社協と協力し、本計画の内容を広く住民・組織・団体に知らせていくとともに、地域福祉にかかわるシンポジウムの開催などを積極的に担っていくものとしします。

② 甲賀市地域福祉大会の開催

本計画の進捗状況の報告や、先進的な住民参加の地域福祉活動を学びあい、健康福祉のまちづくりをさらに進めていくことを目的に、毎年、甲賀市地域福祉大会を開催していくこととしします。

③ 広報・啓発活動の充実

本計画は、地域住民の方々の主体的な取り組みによって実現される施策が多くあります。したがって本計画の実現のためには、本計画を住民みんなのものにしていくことが大切です。

そのため、市・市社協の広報紙・ホームページ及び地域情報基盤整備のシステムを活用して本計画の内容を知らせていくようにします。

【7計画を推進するための実施計画】

○検討 ◎着手 ★実現 ●継続・充実

具体的な施策の内容と展開の方向	H24	H25	H26	H27	H28
・住民が自由に語り合える場として、ご近所福祉会や地域福祉協議会で、ご近所福祉懇談会を開催できるよう人材派遣などの支援をする	●	●	●	●	●
・庁内の会議などを通して、本計画の施策の推進や他の計画との調整をすすめる	●	●	●	●	●
・市職員と市社協職員による「地域福祉推進計画事務担当者会議」を開催する	●	●	●	●	●
・市社協を地域福祉推進団体と位置づけをして、その活動を支援する	●	●	●	●	●
・策定委員の構成メンバーを中心として、「地域福祉推進計画推進委員会」を設置し、進捗状況のチェックや計画の見直しなどについて検討を行う	●	●	●	●	●
・甲賀市地域福祉大会の開催のため、関係機関との協議をすすめる	●	●	●	●	●
・ホームページや地域情報基盤を活用して、地域福祉事業についての広報活動をすすめる	●	●	●	●	●
・広報誌により、各地域の健康福祉会の活動事例の紹介などを行う	●	●	●	●	●